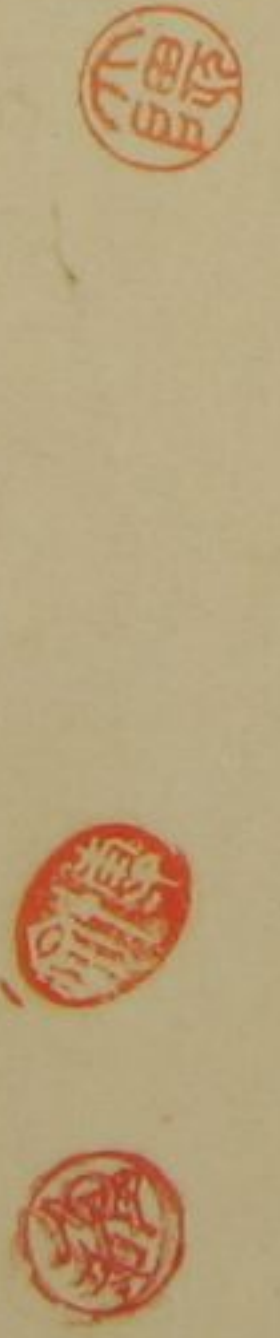


第九十四号

大臣 参议



外務省上申伊國近况第一號 澳國公使館報告并月報露國公使館月報及穀物商賣食料等件

内閣書記官

太政官書記官

明治十二年四月廿八日



114
A 736

外七十二号



大正十一年四月
大隈侯爵郵券贈



報告書要目

伊國

○ 稅曰稅

○ 澳伊兩國間ノ條約ニ於テ伊人憾慨ノ下

○ 連突小銃等ノ新發明

○ 伊國輸入稅則新旧比較

露國

○ 千八百七十九年露政府歳出入表

- 歐洲中穀物輸心多キ國名
- 歐洲中產穀ノ輸出其輸入ヨリ少キ十二ヶ國ノ一
- 歐洲及其外耕作ノ盛ナル諸國ノ一
- 露國產穀輸出運搬ノ景況
- 積卸器ノ利用

乙五〇

レ方七十〇

在修國我々使彼ハ多量ノ回國途
 況第一等ノ在修國ハ使彼若
 采石女子七等ノ有石一平ノ年
 本年一月分月報在修正ノ使彼
 日誌本年一月下半月分果、穀物
 高貴及食料、一、事ハ寫六通
 日ノ洗以例進呈仕り也
 三年冒之 外務省事務官

右改右居三條實美殿

乙五〇

外務省

伊國近况第一号

卜
務
省

夕
務
省

明治十二年伊國近況第壹號

改年以來伊國內務ノ迫情ニ付テハ別ニ著頭ナル狀
トシ議院ハ本月十四日ニ下院ヲ開キ廿日ニ上院
ヲ開キ然レ今日ニ至リ集會スル議員モ甚ク鮮ク
又院中多岐ノ議事アリト虽甚シキ討論ニ汲ルモ
ノナレ毎日議スル所ノ条目ハ専ラ本年政府定額金
ノ件々ニシテ何レモ難論大議ニ関スルモノナク既
ニ大允議院ノ認可スル所ナリ唯定額概算上ニ於テ
六千万許ノ餘算アルヤ否ハ尚深ク後日ノ議論ニ汲
ルモノナルベシ此定額概算表ハ旧冬辭職セシ大藏
卿「セイ」スミット、ド「ダ」氏ノ概算ニシテ今日ノ大藏
卿「マリヤ」ニ「民」ノ審按ニヨレハ旧大藏卿ノ概算上
ニ六千万許ノ餘算アリトセシハ全ク紙上而已ノ空

外務省

算ニシテ其ノ事實^三ヨリヨシモ餘計アルナシ故
ニ今ノ大藏卿ノ論ニテハ旧大藏卿が建議セシ此六
千万許ノ餘算アルヲ以テ挽キ印税法ヲ全ク廢セン
トノ目論見ハ畢竟歲出入ノ平均ニ障碍ヲ醸スノ難
問アレハ即今ノ場合ニテハ容易ニ此税法ヲ廢シ難
カルヘシト云ヘリ又宰相ニ論スニ若シ内閣が同氏
ノ注告ニ協議セザル時ハ餘儀ナク辭職スルノ外他
ナキ旨ヲ聞陳セリ此ノ挽印税法ハ昔時ノ課税法ニ
テ現時ニ於テハ只伊國而已ニ存有シ他ノ歐洲各
國ニ於テハ既ニ數十年前ニ廢税ニ及ヒシモノナリ
挽印税ハ穀物ニ税ヲ課スルト同様ニテ到底人民ノ
今日生命ヲ培養スル麦餅ノ代價ヲ騰貴セシムルニ
ヨリ從來此ノ税法ハ伊國一般ノ人心ニ適セザルモ

伊國

ノナレ氏先年伊國一統ノ多端ニ際シ大藏ノ困難ニ
ヨリ一時餘儀ナク此税法ヲ設立セシモノニシテ殊
ニ當時右局^一コンセルワト^二黨ノ内閣タリシ其課賦
シタル税法ナルニ付旧冬辭職セシ左局^一リベラ^二黨
ノ内閣が人民ノ為ト託言シカノ需メテ此等ノ廢税
ヲ執行シ民心ヲ得ン^一ヲ慮リ而シテ六千万許ノ餘
算アリト空算ヲ立ルニ至リシモノナリ併素ヨリ石
ノ挽印税法ハ斯ク民心ニ適セザル而已ナラス収納
ノ金額モ僅カ七千万許ノモノナレハ數年ヲ俟タス
ニテ必ス廢スルニ至ルベシ
一本月十二日國王陛下ハ逍遙ノ為ノ閑キノ馬車ニ
テ公園ヲ廻ハシレ午後四時帰途^一コルリ^二繁榮^三ナルモ
襪ヲ通行ノ折リ偶然ト税関ノ吏夫ト覺シキ者一人

ト
務
省

國王陛下ノ馬車近々躊躇シ一個ノ書翰ヲ捧テ國王
陛下正呈セントセリ國王ハ之ヲ見ルヤ否倘然ト必
シク後口スザリノ動姿ヲナサレシト取者ハ此ノ有
様ヲ見テ再々兇者ノ暴發スルモノナラント憶察シ
忽々馬ニ鞭打テ迅速ニ遠ク馳テ去レリ竟ニ此ノ吏
夫ナルモノハ書狀ヲ國王陛下へ達スルヲ得ス其失
望カ失策ヤ又詮方ナクシテカ或ハ他ノ事故アリレ
ニヤ大ニ歎慨ノ声ヲ發シ他ノ通行スル馬車ノ下ニ
突然身ヲ投シ自害セントセシガ車夫ハ此様子ヲ見
テ忽々車ヲ停メ又通行ノ人々馳ケツケ吏夫ノ車馬
ニ踏殺サレントスルノ危難ヲ支ヘタリ併シ本人ハ
必死ニ覚悟セシモノト見ヘ諸人ノ救助セシヲ憤怒
シ且ツ己レ自害ヲ仕遂ゲサリシヲ大ニ悔懣シテ罷

マガリシト其ノ馬足ニ蹶倒セシ時數個ノ傷所ヲ受
ケタレバ警察ノモノ助ケテ軍事病院へ護送セリ茲
ノ者真ニ歎願書ヲ差出ス而已ニシテ國王陛下ノ輦
輿ニ近寄りシモノナルカ爾來世上ノ黙シテ評セサ
ルトコトナリ
一外務ノ近情ニハ兼テ旧冬報シ置キ候伊澳兩國間
ノ貿易并ニ航海條約ノ儀ハ旧十二月廿七日雖也納
府ニ於テ双方協議ノ上新條約ヲ結定調印セリ然レ
双方未タ此ノ新條約ノ批准ヲ成スニ至ラザレ氏目
下議院ノ審判ニ懸ケ評論中ナレバ不日兩院ノ認可
スルニ至ルモノナリ尤モ此ノ新條約ハ來ル二月一
日ヨリ実行スベキニ決約シ本年一月三十一日マラ
ハ千八百六十七年ノ旧條約ヲ活用スベキニ決定セ

外務省

り、因テ過日伊國商務卿ハ電信ヲ以テ各縣ノ通商局
長工布令スルニ、澳國トノ新條約ハ來ル二月一日ヲ
以テ現行スベキ旨ヲ報知セリ、此新條約一綴ヲ至急
求メ得テ閣下エ廻送致シ度ト周旋致シ置候入手次
第差進申ベクト存候、伊國ト各締盟國トノ貿易條約
中ニ於テハ今般澳國トノ新條約ヲ以テ最モ利益ア
ル條約國ト致シ、因テ伊政府ニ於テハ此新條約ヲ基
本トシ、他ノ締盟各國トノ貿易條約ヲ改訂スルノ心
感ナルベシト去、此ノ新條約ハ旧條約ニ比スレハ伊
國ノ為ニハ十倍ノ利益アリト、虽雙方天秤上ノ平均
ヲ量ル片ハ尚幾許カ、伊國ノ為ニ迷惑鮮カラサルモ
ノ、由ニテ素ヨリ伊國人ノ感慨スル処ナレ、自然
ト國勢強弱ノ然カラシムル処ニシテ、何ントモ之可

ラサルモノナリト、尤モ此度新條約ノ税法ハ約定税
ニシテ已立税ニハアラザルナリ
一伊佛兩國間ノ貿易條約ハ既ニ兩年前期限ヲ過キ
其時雙方ノ商議一和セズ、爾來ハ兩國互相ニ已立税
ヲ施行ノ処、今日ニ至リ、双方共商事上大ニ障害ヲ生
シ、今四兩國間更ニ協議シテ、本月十五日、當府ニ於テ
假條約ヲ結定セリ、則チ左件ノ通り、尚原文寫シ相添
エ差進候
伊佛兩國間貿易假約
伊國皇帝陛下及ヒ佛蘭西共和國大統領ハ、今日ヨ
リ伊佛兩國間ノ通商ニ関涉スル貿易條約ヲ成ル
丈々速ニ商議セン、一ヲ企テ而シテ互ニ雙方ノ利
益ヲ謀リ、最モ便宜ナル條例ヲ施行セン、一ヲ欲シ

卜
務
省

則テ假條約ヲ決定シテシテガ為メ雙方各全權委員ヲ命スルコト左ノ如シ

伊國皇帝陛下ノ方ヨリハ「シモワリユ、デロルトル、スエグレム、デラ、トレイサント、マンニンシアード、ガラシク、クロワー、ゼ、フォルドル、デ、サンタリリス、エ、ラガール、ド、ラ、ターロンヌ、デ、イタリ、ド、ラ、レジョン、ド、ラノール等ノ爵ヲ帶タル内閣議長兼外務卿「テプレチエ閣下

佛蘭西共和國大統領ノ方ヨリハ「ラヌシエー、デ、ロルドル、ナショナール、ド、ラ、レジョーヨンド、ラノール、グラシンド、クロワー、ド、ロルドル、ド、ラ、クローロンヌ、デ、ラノール等ノ爵ヲ帶タル在伊太利國特命全權大使マルキー、ド、ノワイエ閣下

上文ノ全權委員ハ各自ノ特權ヲ照ラシ合セ據例ニ正當ナルヲ識認シテ後左ノ條件ヲ決約セリ

第一條

輸出入物品及運轉通行等ノ諸品ニ関シテハ最モ便宜ヲ受ケシ人民ノ取扱ニ於ケルベキ儀ハ雙方締盟者ノ相互ニ保證スル處ナリ
去リナカラ若シエキ八百七十八年十二月廿七日調印ノ澳伊兩國間ニ於ケル約定税法ナル貿易及航海新條約ヲ實際ニ施行シ難キカ或ハ千八百六十七年四月廿三日右兩國間ニ於テ調印シタル貿易及航海旧條約ヲ今年ノ歳末マテ延期シ難キ場合ニ於テハ此ノ約書ハ無用ニ屬シ廢棄スルモノナリ

第二條

此條約ヲアルゼリー^{佛國ノ}國ニ施行シ能フ

第三條

此條約ハ成ルベク速ニ批准ヲナシ兩締盟國ノ掟法ニ照準シタル手續ヲ經テ其交換次第ニ本條約ヲ實行スベキモノナリ

此ノ條約ハ千八百七十九年十二月廿一日マテ施行スベキヲ緊要トスルナリ

上文確証ノ為双方ノ全權委員ハ本文ニ名ヲ記シ且ツ印ヲ鈐ス

千八百七十九年一月十五日羅馬府ニ於テ草紙ニ葉ヲ作ル

マルキーボードノアイエ印

デアレケス 印

此ノ原文ニ附録ノ課税表ハ伊國ヨリ佛國ニ輸送スル品目ニシテ其ノ税員上ニ朱記シタル一二三ノ番号ハ普通税則ヨリ已立税 約定税トノ差異ヲ指示スルモノナリ第一ハ佛國ノ已立税ニシテ貿易條約ヲ結ハガル各國ヨリ輸入スル物品上ニ課スル税法ナリ第二ハ千八百七十七年中伊佛兩國間商議ニテ決定シタル税則ナレトモ當時佛國內閣ノ政畧ニ関スル故障アリテ同國議院ニ於テ認可セズ竟ニ施行スルニ至ラズ第三ハ約定税ニシテ最モ懇信ノ取扱ヲ受ケタル人民ニ課スル税法ナリ此ノ附録外ニ數多ノ品目アレトモ是等ハ格別兩國間ニ輸送ヲナサレバ今茲ニ

ト 務 省

記セガルベシ

右伊國近況報告申上候也

明治十二年一月廿六日

臨時代理公使中村博愛

外務卿寺島宗則殿

在澳國公使館報告第百五十七号

維也納府報告書第百五十七号

澳國政府の諸般の葛藤を箇の概略則ち匈牙利の會
議及び佛國議院に於て全捷を得たるに及ばざるに
至敗績せりと言はざるを得ざるに及ばざるに及ばざるに
債。五百万フロランに昂りたる共通の豫算并に已に投票を
り佛國の任すべき金額は六千四百万フロランとせり而し
て上下兩院は千八百七十九年第一三ヶ月間の經費の假
定のものとして口しく可とせり伯林条約に於て十八名の
委員より組成せる維府國議院に廻附し其の議院の
政果を以てし議院の意を問接に表はせるも其の建意を
排斥したる後後委員より下院の認可を得たるに及ばざるに
及ばざるに及ばざるに及ばざるに及ばざるに及ばざるに
し軍の干渉を以て法廷に調査を員行せり下院の

ト 務 首

委員の立論に於ての争儀を察すべからざるを決せし。最初
の論を穿りて政府より原案に於て定せり。案に於
て下院の答て千八百六十八年より方り致す。二十年を以てせ
し。奥白二島の兵負は尚一年間之を交換せざるべしと
數の論議をたせり。後遂に之を認可せり。抑兵負減省
の件は人常に希望する所なきとも。然るに形勢の爲め
至て難しきを解兵する能はざる如故に軍事に干する國
法を尚一時再行す可きの議案も亦白牙利下院に於
て多數の投票を以て否りたり。

「アンドレツレー」侯「フイザ」侯及び今日尚假定たる所の侯
國內國の歡喜平穩以て耶蘇降誕の祭典を執行す
るを以てある可し。外あり。數週間間の休暇を請ひ。今捷
後の心神を慰するに爲め。白牙利に在る郷里に歸せんとす

人あり。曰。口氏の宿病に實に治療を要せざるを得ざるを
不在の間は二名の長即ち「カリス」「アレジ」二氏の代理と
あり。「カリス」氏に諸おまを使を接待の職に任するあり。可
「ライエルスベリ」侯の内閣は尚を候に留するや。吾未だ知る
可らば之を保する者あり。或は之を遊とする者あり。第一者
の言を以て云ふ。二三の人負中特に「ライエルスベリ」侯及び
省務の任あり。ドクトルウンゲル侯に退隱す可く而して。此他
の者ハ新に内閣を編すべしと。然るも其之に任するべき人物
に於ては全く臆け。素徳の外に出で。其時「ガリシ」の急を
以て。諸臣たちの名を得し。波多の一侯たる「アルフレッドおんぎ」
氏の此位に當るも。不知る可らば。奥帝ハ「ビュタペスト」より電
報を以て之を召喚し。二日間後地に在り。か。て。後。を。以。て。人
ンダリー」に於て。學生等。が。著。て。代。議。士。ハ。ホ。ス。ネ。ル。氏。の。學。業。の

為めにあせし、松明點火の遊歩に際し、起りし騷亂の仲に
付、ポトギ一氏の意見に感ぜし止まりしと所言し、又他説
によき、後帝ハ口氏に既して復延新内閣の編成を委任せ
しと臆測せり、口氏に著て已にその職を任じ、且つ帝國內閣に
人種の為め不利を醸せし、口氏の政を執ることありてハ、スラー
グ人種再び帝國内外の政策上至重の権を握り、局面を
一変すべきも亦知る可らば、國民中心を指し、傾くべきを
を著せるが如く、厳格以て之を御するべきなり、頃日維府
を視察する一令を下し、「セルクルドレクチュール」と稱して、指選
學生が維府に在て設けし集居の人数を命せり、後帝
ハ七ヶ年以來、維府に設立せしものにて、其負殆んど八百
名許にして加之、尚大學校の教員大凡八十名許ありし
抑、其視察の是命を下す原因のつたふや、後帝ハ指選

をその國民と秘密合せし、人々の志嚮を度張すへき一
の洞藪とあきまを謀るべきあり、極左黨代議士の一人たる
「ロレー」氏の、後院の言擧りして、後國に在る指選人民の選出
指選帝國に合保するを、熱望せりと云々せる、粗暴の言を
りし、代議士「テンバ」氏の、此の如き及逆の大量を、隠然著
せる指選を、おし立ちに、駁論を興し、許多の村邑「セ、レ」氏
を代議士と撰挙せし、お郡の人民も亦、是の抗辯に左
祖せり、然し、その志嚮、實に、改存するものとして、若し
「スラーグ」人より、成立せる諸つ、或ハ、その黨の者「ラー、エル、ス、ペ、リ」
侯亮の諸卿に、代て、その職を、登るべきなら、お記の志嚮、益
擧強するべきや、其を、秘密とする所あり、
將官「フ、ヒ、リ、ホ、ビ、ツ、ク」氏の、既ニ「フラ、ツ、グ」に、凱旋せし、ハ、後市の
人民、厚く、口氏を、待遇せり、「ル、ド、ル、フ」公ハ、輕創殆んど、平愈

ト
務
首

せしかい傳車坊と出て之をせ迎へて祝せり後坊こハ「ボ」ハ
都府中有名あり武官僧紳及び他々共ニ一隊の邑後負
此所ニ本會せり「クロアチ」學生の名代人ハ都つて將軍
ニ銀製の月桂冠(戦功徽章)を授け以て「ボスニー」人の
救厄者と稱讚せり「ヘルゼゴビ」ニ暴徒を征定せり狩野「ヨバ
ノビツク」氏ハ樞密院官ニ昇進せり氏ハ病痾全く平癒せし
かハ賤て「ウルトンベリ」侯の捕翼として事や司まると云ふ者「ラ
ゼボ」ニ處ふ可し

曰氏「ボスニー」ニ於て宗教の自由ハ敢て虚言ニ非ざるを以
日證明せり曰氏の令を以て「バイラン」回教の大祭典の式
を以て盛大あらしめんと傳ふの武官ハ「セラゼボ」ニ大寺
院の門を越え復兵を配置し而して「ミエゼン」(祈念ノ時始り
んとするとき)之を報道する者(報道の後公衆祈念

の爲め傳正のあつる際し兵卒ハ悉く銃を投げ之を以時
ニ砲を打ちしニ十一発の祝砲を發せり後祝砲ハ「バイラン」の
祭典執行の間を聖徑中掲ぐる所祈念の際にして一日ニ三回と
ナ故ニ耶蘇教砲隊の祝砲と「アラツク、イル、アラツク」と(此後
ハ回教にて神を信する爲め)述ぶる語あり)云ふ聖教の語を
稱する回教者の稱呼のありと混和せり「ボスニー」「ヘルゼゴ
ビ」ニ中の回教人ハ新制度ニ一般薰陶せり「ボスニー」代議士
の中最も之ニ信服する者ハ即ち回教を建てる族として彼
の農耕の種族として希臘教羅馬教を信する者ハ其實
全く奴隸たるに過ぎない抑も後族の甘心する所ハ以て職とし
て特権威力を保持するあり而して「ウルトンベルグ」公ニ於る
現時ハ何等の慶章を爲す可らんと命令せり然りと雖も
是の一百年來「ボスニー」ニ於て祭典せる諸般の暴行ハ此處

ト
タ
小

政の壓抑を原由するの他ありし故に復自政府を於て當て
柏林条約よりて負荷せる責任を履行し後國に永遠の
平和を再設せんと欲する貴族の恐怖する所後貴族の權
下にある人民が強請する所の田園の改革を著しせざるを得
ざる他遺産を有せざる多數の人民の困厄たる惡弊の再
ひ發生せざるを爲め確率たる保証を設立する制法の目
途たる農夫の自由田園所有權の再設に復自政府を於て
擔任せざる可らざる事業たるを以て此よりたゞや貴族
を躊躇するが故に現時に至りては未だ之を知ざるを得
あり

帝族ハ「ゴータヘスト」近傍「ゴドロ」に於て耶蘇降誕日の祭典を
執行するありべし傳正「ルドルフ」氏も亦た同じく後所を執
りりある一月月上旬ハ皇太后宮ハ「フホランド」に啓行あり可
し蓋し後所ハ數週間留まり銃獵の兵ある可し故に皇
帝の雅府ニ還御ある日未だ確知する能はざるを以て恐
らく本年二月ニハ次あらん

數年以來復自國の公使をあつて福逸國に詔割せし「コントカ
ロリー」氏ハ今般皇帝「ギーヨルム」並に其政府ニ暇を告げ「フ
リドリツシユル」正を過ぎ「ビスマルク」侯に面謁し新任所ある
龍動を赴きたり此際より舊大使ハ頗る懇切の待遇
を受け皇帝「ギーヨルム」も其伯林府を去るべく痛惜せら
れたり「ワ」氏の後継ハ今に至るまで公使を擔任せらるるもの
ありしものも恐らく「ゴ」エリツクセ「ユ」氏ありんを既に知りせ
り是の人の匈牙利の一を伸して一回「ナ」ブルニ全權を任
任せらるるものにて是も家産を留み且其を「ナ」人あり

ト
務
省

物事とも在巴里「コントブリスト」氏在四維馬「バロンハギョール」氏
を深くの他お國勢新帝國を便の如く全く才智を以てし
き人あり

バロン、シヤル、ン、ガ、ー、ゲ、ル、ン

在澳國公使館報告第百六十一号

外務省

百六十九巻

子百六十九年
一月十九日

維新の初ハボスニア并ニヘルツェゴビナ州の紛争の法を
議する為四五日以來皇帝陛下を議長として之の
存り後紛争の議事を開くは是を望む之レ而るは其
中に此處に演説中であつた時既に紛争ありし紛争
は全く一州の紛争ありしは今紛争する者ハ紛争
後永く永久と云ふ迄日ハ紛争するも紛争を以て
海軍と云ふ迄日ありしも存続する迄の紛争を
建てるに為ると依りてある二月十日の命令を昇
ぐるに代議人号を下りてあるべきは紛争の案を
皇帝自ら授けたり、為自分長官の位をとりて
しつるにありしは、紛争の案を、一月に裁く

きう案と云ふ口の中代後人号ベルリノ条約を証
可せしむるものありしを評議せしむと遂程を以て承
りし然れども此ノ条約を以て承りしは千七百八十年中
乃由費四千五百元をアルテ此ノ條約を以て承りしは
多儀院に於て此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
のりしと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
市きしと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中

候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中
候多廿の合併の政府の候もりつと後評議あり
し故に是れより又之程あるさう何れも此の如く
ありきと云ふは此ノ條約を以て承りしは千七百八十年中
を以て承りしは千七百八十年中

此等乃方と云ふに地子ありきしを是と云強て是
年後よりなりしは年令後と曰れども山縣川に
る位々を望み地を地行せし時あり軍配等乃極
指を極極開掃し以掃子依て之を南を採り曰
来軍制掃制掃重極者乃極の事を為草進良
ありしむる為ありとも風説子依き以曰乃多誤
よ右乃件と云ふありきして夫傷を有るに
國と曰傳し、ビバガル乃ありきにトロウイツア
カロニク陸進を兵を直免むとの考へ向き之を
も極を有る也と云ふに東海を伴ハて作裁を
委する乃云ふ又一傳説とあり其状と思はる
東ルーコリア玉路殿乃法規を編制するを士耳相
任し其ののりありきに子六ヶ委すきに今三月

如文 辨 備

乃日進を望むる出れ云い出しは方兵之を信せ
るに我々吾國は日進乃皆兵を多張日所は此
在しをいむるありてアンドラシーギハ鳥
へ曰るを云ふ由は吾國乃見止に其兵を引扱て
して極をブルガリア乃由境をサレステファ乃修約
指てし通すは為と云ふと云ふありきバアンドラシーギ
ハハ鳥の目なき一思を無くして早著ノビバガルと望
サロニク陸進乃地方を修治乃能と云ふとき又
鳥乃曰るを信むるは是と云ふ果ハ何ありやも
乃者貝實地仕と云ふを信し得べし
侯國乃後院ハ去ん火曜日ニ開きて後案ハベリ
ニ多約ありは後案ハ政府より下指一を考へ
事あり三り以來乃孩子をみるは政府より望み

ト 考 備

決議あるべしと申すは、尤もは最後の一戦ルアノド
ラシーキヲ後を承るべき體のありるべしと雖も、此
後利ある者ハ政府よりてハ、余程乃換を爲せし
者と云ふ可也。其何と云ふハ、ロニバルチルスキ
ルニエニモお教人ヲめ交ふるグレン乃借入乃市
大いハ政府乃力を偏し、漢代漢人乃も々々四
事ニ付てハ、亦ハ政府とて、罪を争ひ、其漢台セ
し、要、餘り漢あるを以て、改新すも之を盡く利
新し、ゆゑも程乃事、あるハ、政府ハ、今申す
以て、此もを失へ、此ハ、非、後、ホ、イ、ポ、ルト、乃、執、行
ドクトルウレゲル也、後、現、ハ、ベルリン多約乃めさる、本
多條の條約ハ、之を議するの權なくして、單々、其
多約の條りし、を、承、る、さ、し、と、云、ふ、道、ハ、止、む、處、交

文政
子孫
備

者こと漢台さるべき事、以て、極りし、論を以て、其
こ、述、へ、し、漢台ハ、付て、ハ、亦、我、ハ、後、轉、こ、又、出、る
交、ある、事、し
ロドルフ、殿下ハ、此、日、ド、レス、テン、教、へ、尋、問、さ、る
べし、と、り、事、之、以、て、本人乃云ふ、依、き、ハ、以、後、行
ハ、南、方、乃、王、漢、下、乃、亦、ジ、エ、ラ、ル、ジ、殿下乃息女、さ
手、ハ、百、三、十、三、年、三、月、十九、日、に、誕生、す、し、マ、チ、ル、ド
耶、と、稱、後、乃、爲、あり、也
漢乃、陸、軍、少、佐、ウ、ロ、バ、チ、エ、ク、氏、連、孝、ハ、統、を、奪、取
之、を、依、て、以、統、を、教、兵、隊、に、使、し、用、ふる、事、さ、る、し
と、ス、お、ハ、陸、軍、中、尉、ジ、ン、ハ、ム、ナル、也、大、砲、乃、車、を、造
者、明、さ、り、と、以、製、業、以、乃、車、を、造、ハ、此、衝、を、避、く、る、の
仕、方、ある、事、ハ、是、又、新、義、并、ニ、産、物、也、乃、車、を、造、と

十
各
首

在澳國公使館月報

十二年一月分

卜
務
首

悉く改る見正こと就三月
此抄申すは如何

文
録
第

考く及る見正こと就て日本控ても是等の新登旺
此掃申す何

效
録
書
籍

連

在澳國公使館月報
十二年一月分

卜
務
首

る夏正こと能く一日を於ても是を爲る新發明
の如く何

夕夕
子孫
宿

連癸小銃等ノ新發明

澳門國公使館月報 十二年一月分

卜
務
首

在澳國日本公使館月報 十二年一月

客年十二月初旬貿易條約重脩の爲め伊太利政府の名
代人オ當維也納府と其の商會とに諮問ひ調印
すべしと云ふ事あり

此重脩たるや此等の重脩と違ひ面倒多かりし由某の
當時の商會と協定の旨及伊太利と佛と東西の旨に税則
条約ありし故之を照し復して税の割合を定めしが此等
税の割合を現在せし(此項佛の商會中に見し所にて
ハ佛の物品伊へ入る時ハ伊政府ハ新規復政府と協定し
所の税則を據りて税を課し又伊の物品佛へ入る時ハ佛
政府ハ西協定と協定し所の税則を以て税を課すと云
故ニ特裁税則(自國にて隨意に課せし税則アウトルムタリ
ヲセ扱分上下優之)ニ制せらるゝと多し又復此の協定と

ト
務
省

便利なる貿易条約を取結ひしが伊太利と佛と東西の間に
聊貿易条約の存するよしなきに甲の条約にて一向も法
力あるものと云が如き簡單の約を為し得る能くは毎件
毎章を以て積弊を逐げあるの意を以てせざるを得ず且
又アペラトルフェルフルング(之の以てだ令く製造せらるる物
品を以てしし之を令く製しあげしとて再度輸入する
ことあり)及びグレンツベギエンスケング(之の國境の物付を以て
して再輸入し得る人民に自用以外の物品を以てして持ち出入
する物付あり)の二条を新に貿易条約に掲げ入ると又漢道
の章程に引接さるる条約と為すこと改正二十年の期を待
ち合せざる為なり(貿易改正の通し者二十年を期限とす)右等
の件と付四条約を改訂する處多し(德國には新条を二月
中候りて施行せんと欲せしに伊國執政曰依施行の多し後

陵の必思あけきいある等之を依て本月中に専裁條約を
用ゆることあり
四条約即千八百六十七年の貿易条約に決して初を延ぶる
ことなきを以て伊國より伊國へ照会したり其仔細に
四条約亦ハ章に伊國より伊國へ輸入するものあり其
あるもの、輸入するもの、輸入ししことあり其此四条約一月
迄力あるとする時、他國のもの伊國を運りて輸入するもの
とあり其、伊國の條約を以て伊國の條約と見し
伊の條約を以て伊國の條約と見し、伊國の條約を以て伊國の
輸出を以て伊國の輸出と見し、伊國の條約を以て伊國の
再進して捷を以て伊國の條約を以て伊國の條約と見し、
二存り、伊國の條約を以て伊國の條約と見し、伊國の條約を
せしむることあり、伊國の條約を以て伊國の條約と見し、

ト
務
小

是れと云麻の如き十分の五らきも多少都府を定む場本と
 する所も都府を定むるに銅鉄を口種物と定むるのつらきあり
 厚もは之に比し、其も定むる之を各条約の眼目と執り Con-
 dition sine qua non とす (此章 税関と定むるに皆等と云ふ
 意) 尤も、鉄と銅を口一の都に入るとは、税関条約の取
 りかたもよきと主張しあり人城及硝子の税をかりては是等の
 例をかりれば、其も定むるに比し、厚も定むるに比し、其も
 左に先づ伊國輸入税の四税別と比擬せしものせめて、其も定
 め一日に便ありしむ

澳伊税則条約

	新条約			旧条約		
	フランク	サレチム	フランク	サレチム	フランク	サレチム
一 礦水 <small>天然又ハ人造ノモノニテガソラ 含ムモノ</small>		五〇	一			
二 葡萄酒 <small>移及ツ移入毎(クトルソツテ 利ノ</small>	五	七七	五			
三 麦酒 <small>移入ツ移入 毎(クトルソツテ 利ノ</small>	一八	一	二七			
四 焼酒 <small>甘味又ハ香気ヲ附ケセルモノ移 又ハ少移入 毎(クトルソツテ 利ノ</small>	二	一	二			
五 膏油	一八	一	一			
六 砂糖 <small>又ハ少移入 毎(クトルソツテ 利ノ</small>	二五	一	一五			
七 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
八 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
九 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十一 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十二 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十三 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十四 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十五 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十六 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十七 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十八 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
十九 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十一 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十二 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十三 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十四 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十五 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十六 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十七 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十八 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
二十九 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			
三十 糖 <small>糖ノ、糖利入り 移リラレヨリ ラレノ間 毎百本</small>	二五	一	一五			

ト 各 省

是らと云麻の如きハ十分ハ五らきも多少都存是き持本と
 至る所、都存是きハ銅鉄を口種類と至くのつり之きあり
 海は下座ハ、高九位素し之を余約の眼目、執り Con-
 dicio sine qua non とす (此章程なきと云ハ皆なきと云ふ
 意) 尤もハ鉄と銅を口一の都ニ入りなきハ程別業約ハ取位
 ちさりと云言張りしあらん城及硝子の税をかりてハ是等の
 例をむられ已あハはすきハ廢おせらるたり
 左ニ先ツ伊國挿入税の旧税別と以換せしものせめて是取税
 を一日ニ使あらしむ

澳伊稅則條約

伊國稅則部

		新條約		旧條約	
		フランク	サレチム	フランク	サレチム
一	礦水 天然又ハ人造ノモノニテ「ガストラ 含ムモノ」		五〇	一	一
二	葡萄酒 樽乃ツ樽入 每(クトル)ソテル	五	七七	五	一
	全 控利入 每百本	一八	一	一七	一
三	麥酒 樽入乃樽入 每(クトル)ソテル	二	一	二	一
	全 控利入 每百本	二	一	二	一
四	燒酒 甘味又ハ香氣ヲ附ケサルモノ樽 又ハ少樽入 每(クトル)ソツテル 甘味ヲツケ香氣ヲツケタルモノ樽 又ハ少樽入 每(クトル)リテル	二二	一	二二 二五 三〇	五〇
	全 控利入 每百本	二五	一	一五	一
	全 控利入 每百本	二五	一	一五	一
五	膏油 全 控利入 每百本	一八	一	一	一

鉄の如きい十分の二にあらざるもの多少は有るべき協定に
 有るべきに鋼鉄を以て鉄類とす多くのつるべきあり
 一、五、九は表示し之を条約の眼目と執り Con-
 que non とす (此章 協定なきとては協定なきと云ふ
 鉄と鋼とを以ての部に入らざるは税別条約の協定に依り
 言張りしある人及硝子の税をかりては是等の
 品類にはすこし優待せらるべきなり)
 國輸入税の旧税別と比較せしものせしむるに改税
 ありしむ

伊國稅則條約

伊國稅則新舊比較

伊國稅則條約	伊國稅則新舊比較	新條約		旧條約	
		フランク	サレチム	フランク	サレチム
又ハ人造ノモノニテガラス セノ			五〇		
乃ツ箱入 毎 (クトルソツル)		五	五		
仕入 毎百本		一八	一七		
小箱入 毎 (クトルソツテル)		二	二		
仕入 毎百本		二	二		
又ハ香気ヲ附ケサルモノ箱 小箱入 毎 (クトルソツテル)		二	二	二五正五 三三正一〇	五〇
乃ツケ 香気ヲツケタルモノ箱 小箱入 毎 (クトルソツテル)		二五	一五		
仕入 毎百本		二五	一五		
乃ツケ 香気ヲツケタルモノ箱 小箱入 毎 (クトルソツテル)		一八			
仕入 毎百本		一八			

伊國輸入稅則新舊比較

ト 務 省

十四	封蠟	三	一	二五	一	一	一
	上品	二	一	六	一	一	一
	通常	六	一	六	一	一	一
十三	石礮	一	一	一	一	一	一
十二	西洋未製バルサム	一	一	二五	一	一	一
十一	草、花、葉、根 薬用	二	一	一	一	一	一
十	榴楠木 只木ニテ製セシモノ	一	一	一	一	一	一
九	水銀	二五	一	一	一	一	一
八	フライクレット <i>Litharge</i>	二	一	一	一	一	一
七	フライワイズ 鍾白	五	一	一	一	一	一
六	シブロン及各種ノ加非代用物 乾燥ス	五	一	一	一	一	一
	別ニ名称ナキモノ	六	一	一	一	一	一
	檀攪油	三	一	一	一	一	一

十五	草ヲ製スルモノノ木、根皮 細末ナラ	一	一	一	一	一	一
	葉、花、草	一	一	一	一	一	一
十六	石筆	一〇	一	一	一	一	一
	木製	一〇	一	一	一	一	一
	木製ナラザル	三〇	一	一	一	一	一
十七	木綿麻苧類 「ユツテ」ヲ除ク	一	一	一	一	一	一
	草木ヨリ製スル糾糸	一	一	一	一	一	一
十八	繩類及「テ」レヲ塗リシモノ	三	一	一	一	一	一
十九	網	四	一	一	一	一	一
二十	麻苧絲 單一曝	一一	五〇	二	一	一	一
廿一	全 單一 色ツケ	一七	一〇	一七	一〇	一〇	一〇
廿二	全 曝シヌハ未曝 糾ヲ掛ケタル物	二三	一〇	二三	一〇	一〇	一〇
廿三	絲 糾ヲ掛ケ 深メエケ	三四	六五	三四	六五	六五	六五

廿四	麻織物	五ミリノメートル以内ニ五筋ヨリ多ク見エサルモノ	二	三	一	二	一
	曝又ハ未曝	包モノ用ノモノヲ除ク					
	色用						
	深ノ又ハ深ノ糸ニテ織リシモノ						
廿五	麻織物	五ミリノメートル四ノ内ニ五筋ヨリ多ク見エサルモノ	五	七	一	七	一
	曝シ未曝						
	深ノ又ハ深ノ糸ニテ織リシモノ						
廿六	麻織物	紋形ホ押下	二	五	一	九	一
廿七	麻織物	縫取り	二	五	一	二	一
廿八	蠟引紙						
	床張用及「テイル」ラ塗リシ織物		二	〇	一	一	〇
	外ノ雜種		四	〇	一	一	〇
廿九	莫大小足袋	ホヤノテイル類	二	〇	一	五	九

三十	牡丹	麻ノ真田細ノ類	一	〇		八	〇
三十一	麻布	ニテ縫ヒシ物	加			布ノ税	
三十二	羊毛糸	羊毛糸木綿混入	一	〇		一	
三十三	毛織物	節ニ用エルモノ	三	〇		二	五
三十四	羊毛衣類		織物税ノ上ニ是			織物税	
三十五	木炭						
三十六	石炭						
三十七	釜貝	製造用材木					
三十八	木板	又ハ床ノ敷木板	四			一	七
三十九	木材	雜木					
四十	曲木	節又ハたが用	一				

ト
務
省

夕
務
省

五十九	鐵鋼鍛煉、碇、車軸、外粗細工	七	一	六	九三
五十八	鐵 鍛煉シタルモノ、五ミリノトド直至ヨリ 太キ棒、其外種々ノ棒形 細棒 針金モ含ム 又ハ之ヨリ下ノミリノトド強又ハ之ヲ軟クセテ	八	一	九	二五
五十七	粗鉄及鋼、棹 鏡ニ掛ケ磨キ又ハ錫ヲ掛ケ又ハ他ノ 金類ニテ裝飾シタルモノ	四	六二	四	一
五十六	鑄鉄 粗鑄細工	二	一	一〇	一
五十五	鋼又ハ鉄又ハ鑄鉄ノ鏡屑、鋸屑ホ 草ノ袋、香、麻床敷皮 草ノ雜貨ヲ除ク	五	一	五〇	一
五十四	草工物 馬具 鞍ヲ除ク	五〇	一	五〇	一
五十三	生皮又ハ乾皮 卷ニ用フベキモノ	五	一	四	一

六十	鉄及鋼ノ鉄道	二	一	一	一五
五十九	鉄岩 單一	一	八〇	二	五五
五十八	他ノ金類ヲ以テ裝飾シタルモノ 金、薙板及鉄葉、白鉛又ハ鉛ヲ鑄 掛ケタルモノ	一四	一	三	八五
五十七	細工シタルモノ	一〇	七五	九	二五
五十六	細工シ他金ヲ以テ飾リシモノ	一六	一	五	一
五十五	銅 棹棒板 針金	鉄ト奇シ		一三	八五
五十四	各種ノ跳返金	一五	一	一五	一
五十三	他ノ細工セシモノ	二五	一	三	一〇
五十二	鎌 大鎌	一〇	一	九	二五
五十一	他ノ農具及工業具、鉄又ハ鋼又ハ 鉄ト鋼トヲ以テ造リシモノ	一二	一	九	二五

六十五	新白金及新白金、銅及白鉛混合 セシム、昂日耳曼銀	四	一	四
	骰子形 圓棒形 及小片			
	板 棹線			
	他ノ細工モノ			
六十六	据附ケ流気釜 釜又ハ水力機附カ 蒸気釜 汽車 汽船 釜	六	一	六
	他ノ釜 及 釜ノ部分	六	一	六
六十七	銅又ハ他ノ金類ニテ製シ温メ又ハ蒸溜ホニ目モ 鉄又ハ銅ノ釜 煮仕掛ツキ又ハ温メ仕掛	一〇	一	一〇
六九	鐵道車	八		八
	荷車及荷物車			
	旅客車			
七十	建築石 粗鋸切、打敷キ 磨キ 石像混入	九	一	九

スカ附釜

月報 明治十二年一月下半

在露日本公使館

内報

外報

魯國歳出入表

内

一前月報ニ載セシ「カオ」ルガ河下流諸村ニ流行ノ傳染病一時ハ唯魯國中ニ懼ヲ生セシノミナラズ隣國ノ独乙墳迄之ニ氣ヲ付ケ既ニ古ニ国相共ニ其傳染病ノ侵入ヲ拒ンテ蓄ルトノ電報モ追々至ルトナカテ近日當政府ノ布告ニ拠レハ古病ハ追々衰ヘルヤニ見ヘ其初發ノ地処ニハ既ニ病ム者ナシト云フ然レ其預防ハ今ニ嚴ナリ

一政府ノ拂出高ヲ減スル為メ一ノ上等會計調役ヲ設ケリ右調役ハ「ア」バ「ス」氏ヲ以テ長トシ大藏卿大監察其外國議院連中ノ五人ヨリ成リ立子且ツ古調役ヘ凡有用ナル人々ハ諸卿ヲ始メトシテ之ヲ招

ト
務
自

キ興ラシムルノ権ヲ興ヘ一切ノ定格ニ関セズノ
細カニ諸官省ノ會計豫算ヲ推究シ以テ直チニ帝
ヘ其所見ヲ陳スルト也

一先頃ヨリ傳ヘシ新稅設ケノ說其實ヲ得テ當年一
月^魯ヨリ施行スバキ新稅取立ノ令出テシテ左ノ
如シ第一凡ソ歐境ヨリ^{黒海々岸ノガ}輸入ノ
綿ハ一^ズガ^モドヨリ四十カバキツ、ノ稅ヲ加フル
一、第二鐵道運賃ノ高ヨリ尤、利ヲ占ム第一等ニ
等ノ札ヨリ二割五分第三等ノ札ヨリ一割五分旅
人ノ荷物^並ニ早送ノ品物運賃ヨリ二割五分第三
等ノ船運賃ノ高ニ別稅ヲ加フル一、大抵前鐵道ノ割
ニ全シ但シ十五万以下ノ小船城下近在ハ通シ或
ハ唯渡用ヲ為スモノハ此教ニ入ラズ、第四火災保

險物ノ稅ヲ増ス^ト尤ノ如シ^ルル^ル價ヨリ
年々九十カ^ハキ百^ルル^ル或ハ百不足ノ價ヨ
リセカバキ半ツ、其外燒酎及印紙ノ稅ヲ益セリ
大藏卿ノ積リニ右新稅ノ收入ヲ増スベキハ燒酎
ヨリ三百五十万^ルル^ル印紙ヨリ二百九十万六
千^ルル^ル火災保險物ヨリ二百二十五万^ルル^ル
一ブル^ル鐵道ヨリ七百五十万綿ヨリ二百万^ルル^ルテ
千八百十五万七千^ルル^ルナリ

一去ルセ日支那大使崇厚及其書記官等帝ヘ謁見セ
リ
一「プロフエスソル、ノルデンセルド」ノ氷海測量ニ付過日
東「シベリヤ」ノ「グバルナトル、バロン、フレデリキス」氏ヨリ
艦カナル報知ヲ得タリ其文ニ曰ク汽船「ウエガ」

号ハウオストチニ、ムイス」ヨリ四十マイルノ巨島
ニ於テ氷封セラレタリト故ニ「ヤクーツク」ノ地方
官ハ汽船「ウエガ」号乗組人ノ危急ヲ速カニ其地
方住民ハ布告シ而シテ彼等ノ中ヨリ古危急ノ救
トニ赴ク「コ」ヲ望ム者ヲ募集スヘシトノ命ヲ下セ
リト且又々是ト同シク「フリモルスキ」地方ヨリ
モ陸路ヨリ鹿或ハ犬ヲ用ヒテ汽船「ウエガ」号ノ救
トニ赴ク用意ヲナスト然レモ是等ノ救モ少シク
手後レニナラン乎ト云フ又々太平洋海艦隊ノ中ヨ
リモ一艘ノ軍艦ハ不日「ベリンゴ」海峡ニ向テ是
ホタリエガノ救トニ赴ク筈ナリ

外歐東

一魯土兩國最末ノ講和談判モ尚オ末々決着セス是

迄君士坦丁府ヨリノ報知ニハ右談判モ甚々都合
好ク當一週日間ニハ兩國ノ調印モ整フバク而シ
テ當講和條約ノ調印相整ヒタル上ハ魯兵ハ二週
日間ノ内ニ「アドリア」ツボルヲ引揚クル筈ナル
ヲ以テ土政府ハ既ニ其後トニ備フベキ土兵ノ隊
長ヲ命セリ杯ト吹聴セシガ右談判ノ決シ難キケ
条ノ軍償金ノ一件ナリ、ホリチシコルレスボレテ
シツ新聞ノ報ニ披レハ今度魯政府ニテ一億「ルー
ブル」迄ニ減スルトノ事ナリト若シ此報ヲ以テ真
ナリトセハ土政府ハ此後如何ナル緩對ヲ魯政府
ニ求ムルヤ計リ難シ何レニセヨ魯兵ハ伯林條約
ニテ劃定セシ土領地ヲ「モンテネグロ」國へ引渡シ
サハル間ハ其守地ヲ退去セザルベシ尤モ右土地

ト
各
八
月

引渡レ一件ハ志ラクハ格別困難ナクシテ行ハル
ベシ何ントナレハ土政府ハ最早「モンテ子グロ公
ガ」ボドゴリツア「スプー」及「ジャブリヤ」ノ地方ハ
其政權ヲ施スヘシトノ申立テニ少シモ抗スル
ナシ尤スレバ「アルバニヤ」人等ガ土地割典ニ付何
程不服ヲ唱フト虽モ彼ノ戦闘ニ名アル「モンテ子
グロ」人等自ラ其不服民ヲ鎮定スルニ至ルヲ以テ
ナリ現下「モンテ子グロ」国ニハ「アルバニヤ」人鎮定
ノタメ直ニ出兵スルノ用意整ヘリト云フ或ル報
ニ拠レバ「ホルカリヤ」ノ候ニハ「モンテ子グロ」ノ「セ
ナ」トル、バトロウ「キ」其任ニ撰ハルベシト
土政府若シ外務上ノ困難ヲ速カニ断切スルニ於
テハ其内務ノ難問ハ自然整頓スルニ至ルヘシ何

ントナレハ其内務改正ニ関シテハ土政府ノ方ニ相
談役及ヒ顧問役等ノ不足ナケレバナリ譬ハ英
人佛人ノ如キハ絶ヘズ土政府ニ其内症ヲ治スル
方法ヲ勸ム英大使「レイヤルド」氏ハ土政府ニ勸メ
テ曰ク「總テ土国ノ税関ヲ歐洲人ノ手ニ托スベシト
歐洲人ト只々英人ハ僅カノ佛人ヲ加ヘタルヲ
ラ云フ」又々土国会計ノ整頓ニ從事スル調役
員ナル佛人某ハ宮内ニ関スル會計出入表ノ記録
各ヲ古調役ヘ引渡スベキヲ勸ムト是等ハ皆業種
店ニテ所謂速治劑ト名ツクルモノニシテ歐洲ノ
名医モ斯ル病症ヲ治スルニハ別ニ良法ノ思付
ナカリシト思ハレタリ
「ゼ」子ラル、カウ「マ」ン「ア」フガニスタン「王」シニア

ト
務
省

リ「ラ」タシケン「上」府へ招キタリ故ニ彼ハ来ルニ
月二日ニハ同府へ来着スバシ是レハ彼ノ地ニア
ル「ニューヨーク」ハラルト「新聞」ノ探訪者ヨリ同新聞へ
ノ電報ニ係ル曩キニ同探訪者が「ゼ」子ラル、カウフ
マント「ソ」談話ヲ報知セシキハ魯人ノ為メニハ一
快報ニシテ英人ノ為メニハ餘リ思ハシカラザル
報ナリシガ今「回」ノ報ハ稍々英人ヲシテ安堵シ
ムルモノナリ何ントナレバ「ア」フガニスタン「王」
ノ聞々処ニ拠レバ英人ノ金カ其太子「ア」イクブ「ハ」ンノ
心ヲ傾ケ既ニ其親父ニ代テ自カラ「ア」フガニスタ
ン「王」ト稱セントスルノ色アリト若シ此報其實行
ヲ得ル日ニ至ラバ講和ノ条約ヲ取結フニ英人ノ
タメニ幾分カ容易ナルベシ「タイムズ」新聞ノ説ニ

拠レバ若シ講和ノ條款「ア」イクブ「ハ」ンノ榮譽ニ觸
レザル丈ケノ事ナレバ彼ハ之ニ調印スルヲ拒
マサルベシト

ト
務
目

千八百七十九年魯政府歲出入表

歲入ノ部

第一 通常歲入

租稅

甲 直稅ノ部

一魯貨一三三、二六七、二三七「ループル」

直稅高

内訳

一一八、八二三、二三七「ループル」

地租山林稅

一四、四四四、〇〇〇

商業免許稅

乙 賦稅ノ部

一魯貨三五四、五六〇、四九七「ループル」

賦稅高

内訳

二一、二、四四八、七八〇「ルブル」

酒類其他飲物賦税

一一、二六七、三〇〇

塩税

一三、七九〇、九五〇

煙草印紙税

五、六三〇、〇〇〇

砂糖印紙税

七五、五六四、〇〇〇

関税

一二、六九〇、〇〇〇

證券印紙税

七、三八八、〇〇〇

政府農人地面屋式等貸付
手紙上納金等分給裁別可同紙
免状税

二、六三〇、〇〇〇

免状税

六六、四四二〇

通船營業免許税

七、五〇〇、〇〇〇

汽車汽船客客ヨリ收入并ニ別格
早上立ノ汽車ノ積入荷物税

二六九、二一八

郵便道往來人ヨリ收入

四、七一七、八二九

諸種賦税

右ニ口合計

魯貨 四八七、八二七、七三四「ルブル」

第二

政府ノ特権ニ属スル收入

第一

魯貨 二四、二九二、二七〇「ルブル」

鑛山局造幣局郵便局電信局
等ノ收入

第三

官有物ヨリ收入

一魯貨

二七、八七八、八六五「ルブル」

内訳

六八一、一四〇「ルブル」

官地住人等ヨリ收入

五、六二六、二八一「ルブル」

人頭税

四、六五九、四二〇

官有不動産賣下金

九、七二九、四〇九

材木拂下ケ金

三、〇六九、七九三

鑛山營業人ヨリ收入

四、一一二、八二三

鑛道寮收入

ト 省

第四

一魯貨 四七、五六一、九四〇。ルブル

諸種ノ收賸金及官物
拂下金

第五

一魯貨 七、九〇〇、九一五。ルブル

ザカフス地方支配所歳入

第六

一魯貨 二四、一三六、二一八。ルブル

諸官省ヨリ對紙其他ノ代金
大藏省江上納金

一同

九、三六七、七六六。ルブル

鑛道建設備金ノ利息

總計

魯貨 六二八、九六五、七〇八。ルブル

昨年ノ歳入ハ魯貨六〇〇、三九八、四二五。ルブル也

歳出ノ部

第一 通常歳出

一魯貨 一一五、七五〇、六八六。ルブル

國債償却

一同 四〇、八二六、八四〇。ルブル

鑛道債償却

一 二、三四九、四二二。ルブル

太政官元老院定額

一〇、一八七、一二三

教部省定額

九、一二一、八五六

宮内省定額

三、三六五、六四七

外務省定額

一八一、五六六、〇八八

陸軍省定額

二六、一九五、五八二

海軍省定額

七五、三九六、三一六

大藏省定額

一八、三六〇、一〇二

官有物支配所定額

五六、七四六、二四二

内務省定額

十一 務省

一六、二三〇、一一六「ルブル」 文部省定額

一一、〇七二、三六三 工部省定額

一五、五七四、八六一 司法省定額

二、一四三、四七三 検査寮定額

八四二、七七〇 軍馬局定額

七、三五〇、二八五 ガカウカス地方取締入費

合計

魯貨五九三、〇七九、七七三「ルブル」

第二

一 魯貨 二百万「ルブル」 租税收入不足ノ為メ備金

第三

一 魯貨 二四、一三六、二一八「ルブル」 諸省ヨリ大藏省へ戻入金

第四

一 魯貨 九、三六七、七六六「ルブル」 鍊道費

總計

魯貨 六二八、五八三、七五七「ルブル」

外ニ

同 三八一、九五一「ルブル」 歳出加増

合計

魯貨 六二八、九六五、七〇八「ルブル」

穀物商買及歐羅巴食料，事

在魯

公使館譯

卜
務
省

文
子
省

穀物商買及歐羅巴ノ食料ノ事

第一

昨年中魯土ノ戦争ハモハヤ復疑フ可キナク穀物ノ
相場改米ノ市場ニ於テ近來比類ナキ程騰貴セシ時
夫ノ外國産就中魯産ノ穀物ヲ多分ニ用ユル英佛二
國ニ於テ経済新紙等ハ左ノ一事即チ黑海諸港ヲ封
鎖セバ歐羅巴ニ穀物ヲ充足スルノ件ニ何等ノ影響
ヲ生ズベキヤ將テ穀物ノ相場何程騰貴スベキヤノ
トヲ論ジ而シテ此事タル魯國ノ為メニ不利タルベシ
ト雖モ歐羅巴ニ取テハ更ニ患フベキコアラザルヲ
認メタリ即チ目今万国ノ往復迅速ナルニ由リ欧州
ニ於テ入所ノ穀物ハ印度ハ挨及其他ノ地方ヨリ適
滞ナク之ヲ運輸スベシト等シ而シテ魯國ノ如キハ既

此前一、万国穀物市場に於て旧來ノ威權ヲ張ル能ハサリト做シ前言ヒテ云ク千八百七十七年ハ他方ヨリ政州ニ穀物ヲ輸入シ穀物商買ノ方向變ズベキヲ以テ魯ハ一層其威權ヲ損ス可シト然レ種ノ前言ハ事實ト相違シ政州ニテ入用ノ穀物ハ米國及ヒ其他ノ地方ニ限ラズ魯國モ亦之レヲ送致セリ魯ハ当年諸種ノ防碍アリシト至モ大ニ穀物ヲ輸出シ其數三十六ミルリヨコチエツラエルル^{魯量ニ}凡我ガ一石一斗ニ及ベリ斯ル輸出高ハ古來實ニ未^ニ曾有ノモノナルニ若シ我ガ鐵道運搬ノ術一層便ニメ其運動ノ約尙其當ヲ得タラニハ輸出高前數ヨリモ多カリシト疑ヒナシ

千八百七十七年我ガ穀物商買上斯ル結局ヲ得シハ

魯人為ニモ外國人ノ為ニ甚ク心得ニナルベキナリ然レ此結局、其心ニ從來慣習ノ違算ヲ持テ改羅巴ハ魯産ノ穀物ヲケレバ餓死スベシト思想スルヲ許サズ及レ之治平ニ乘シテ此ニテノ實驗ヲ斟酌シ以テ万国穀物商買ノ事、政州ノ食料ノ事及魯其食料ノ充足法ニ與カル等ノ事ニ就キ篤ト研究熟知セザルベシラ不何トナレバ同化ノ進歩スルニ順テ穀物ノ用方益増加シ穀物市場ニ於テ競争^{コンペチション}盛ナルハ某國ノ競争力ハ物産ノ便利盛大ナルト其物産及ヒ輸出方下直ニスル等ノ都合ニ由テ定ム可シバヤリ

前件ヲ熟察スルニハ魯書ニモ外國書ニモ充分ノ書類ヨリ今共ニニテ舉レバ我カ地理仲間及ヒ自由經濟社ヨリ派遣セシ穀物商買調役ノ届書ヲリヲ氏

ト
各
省

ノ著述「鐵道魯國ノ經濟上ニ關係アルノ論佛國出版
万国農業統計表博士、子イマニ、スハルラル上氏ノ著
述及千八百七十八年巴里府ノ博覽會ニ由テ出版セ
ル書類中「ウイリソニ氏ノ魯西石ノ農業及ニ其田舎
ノ經濟」

「五ルモロフ氏ノ魯國穀産ノ報知」

並ニ「魯國ノ農産」

等即チ是ナリ右ノ書類ニ基ツキ歐洲ノ穀
物産力上目今ノ景況其糧食ノ用方万国穀物市場ノ
情況及此市場ニ於テ各國就中魯國ガ何ノ地位ニ居
ルヤヲ畧ニセントス

歐洲三百「ミルリヨ」余ノ人口ト其牧スル牛ノ家
畜四百「ミルリヨ」頭ニ用エル食物ノ數ハ人民及家

畜ノ食用スル中數ヲ以テ之ヲ定ムルト甚ク難シ何
トナレバ食物ノ用法ハ土地ノ慣習ト食物ノ足ルト
足ラザルト穀物ノ相場上下スルトニ由テ異ナルニ
ケレバナリ故ニ其國ニ於テ用エル穀物ノ數ハ土地
ニテ産スル穀高ト其輸出入ノ差トニ由テ定ムル方
難ナリトス

一歐洲各國中ニ就キ自ラ産スル穀物餘リ有リテ他
方ニ輸出スル國ト其産スル地不足ニ由テ他
方ニ待ツ國ノ二種アリ其餘ナリ
スル者ハ即チ「ロニヤ」「フランス」「ドイツ」「イタリヤ」等ニ
ユ「イギリス」諸國及「テネシス」等ナリ又不足ニシテ
他方ノ産物ヲ待ツハ右數ヶ國ヲ除ク外全歐洲皆
是ナリ然レニ現下歐洲人民ノ食用スル所甚ク多

ト
各
省

ノ著述「鐵道魯國ノ經濟上ニ關係アル」論佛國出版
「万国農業統計表」博士「子イマニ」スバル上氏ノ著
述及千八百七十八年巴里府ノ博覽會ニ由テ出版セ
ル書類中「ウイリソ」氏ノ「魯西石ノ農業及ニ其田舎
ノ經濟」

「五」ルモロフ氏ノ「魯國穀産ノ報知」

並ニ「魯國ノ農産」

等即チ是ナリ右ノ書類ニ基ツキ歐洲ノ穀
物産力上目今ノ景況其糧食ノ用方万国穀物市場ノ
情況及此市場ニ於テ各國就中魯國ガ何ノ地位ニ居
ルヤヲ畧ニセントス

歐洲三百「ミル」リヨ「シ」余ノ人口ト其牧スル牛ノ家
畜四百「ミル」リヨ「シ」頭ニ用エル食物ノ數ハ人民及家

畜ノ食用スル中數ヲ以テ之ヲ定ムルニ甚ク難シ何
トナレバ食物ノ用法ハ土地ノ慣習ト食物ノ足レト
足ラザルト穀物ノ相場上下スルトニ由テ異ナルニ
ケレバナリ故ニ其國ニ於テ用エル穀物ノ數ハ土地
ニテ産スル穀高ト其輸出入ノ差トニ由テ定ムル方
難ナリトス

一歐洲各國中ニ就キ自ラ産スル穀物餘リ有リテ他
方ニ輸出スル國ト其産スル地不足ニテ他國ノ運
來ヲ待ツ國ノ二種アリ其餘リアリテ他國ニ輸出
スル者ハ即チ「ロ」ン「ヤ」ラ「ス」ト「ロ」ホ「ニ」ガ「リ」ヤ「シ」ニ
ユ「イ」ブ「グ」諸國及「テ」ネ「マ」ル「ク」等ナリ又不足ニシテ
他方ノ運來ヲ待ツハ右數ヶ國ヲ除ク外全歐洲皆
是ナリ然レニ現下歐洲人民ノ食用スル所甚ク多

ト
各
省

穀物

ノ著述「鐵道魯國ノ經濟上ニ關係アルノ論」佛國出版
「万国農業統計表」博士「子イマニ」スバルラ上氏ノ著
述及千八百七十八年巴里府ノ博覽會ニ由テ出版セ
ル書類中「スイリソレ氏ノ「魯西石ノ農業及ニ其田舎
ノ經濟」

正ルモロフ氏ノ「魯國穀産ノ報知」

並ニ「魯國ノ農産」

等即チ是ナリ右ノ書類ニ基ツキ欧州ノ穀
物産力上目今ノ景况其糧食ノ用方万国穀物市場ノ
情况及此市場ニ於テ各國訖中魯國ガ何ノ地位ニ居
ルヤヲ畧ニセントス
欧州三百「ミルリヨ」余ノ人口ト其牧スル大小ノ家
畜四百「ミルリヨ」頭ニ用エル食物ノ數ハ人民及家

畜ノ食用スル中數ヲ以テ之ヲ定ムルニ甚ク難シ何
トナレバ食物ノ用法ハ土地ノ慣習ト食物ノ足レト
足ラザルト穀物ノ相場上下スルトニ由テ異ナルベ
クレバナリ故ニ其國ニ於テ用エル穀物ノ數ハ土地
ニテ産スル穀高ト其輸出入ノ差トニ由テ定ムル方
難ナリトス

欧州各國中ニ就キ自ラ産スル穀物餘リ有リテ他
方ニ輸出スル國ト其産スル地不足ニテ他國ノ運
來ヲ待ツ國ノ二種アリ其餘リアリテ他國ニ輸出
スル者ハ即チ「ロシヤ」「フランス」「ドイツ」「イタリヤ」等ニ
ユ「イ」諸國及「テネシス」等ナリ又不足ニシテ
他方ノ運來ヲ待ツハ右數ヶ國ヲ除ク外全欧州皆
是ナリ然レニ現下欧州人民ノ食用スル所甚ク多

穀物輸出多ノ國

ト 女 省

ク夫、要國ヨリ運輸スル穀物丈ニテハ尚満足
能ハス。斯レ欧州ハ八百八十七、ミルリヨシチ
エワウエルチノ穀物ヲ産シテガラ膏ニエジプト
ツニス、アルヅルノ如キ近隣ノ穀物市場ヨリスル
ノミナラズ又北亞米利加合衆國、カナダ、チリ、英領
印度、オースタラリヤ、如キ遠地ヨリモ數多ノ穀
物ヲ購セサルヲ得ズ

前條ノ如ク欧州ニ於テ入用ノ穀物ハ土地ノ遠近ヲ
向ハズシテ自由ニ之ヲ諸方ヨリ運輸スルニ至リシ
ハ抑モ全世界中四万里餘ノ鉄道ト一百万、ウヨルズ
ト餘ノ電線通じ且ワ水運ノ術大ニ開ケ加ヘニ經濟
ノ本旨同達シテ穀物高法ノ手段全ク交換セシヨリ
万國ノ通商一般ニ進歩セシ結果ト謂フ一シ

各國ニ於テ糧食上他國ト關係アルヲ嫌ヒ外産ノ穀
物ヲ内國ノ市場ニ輸入スルハ國內ニ於テ穀相場非
常ニ騰貴セシ時ニ限ルトシ又之ヲ他方ニ輸出スル
ハ内國ニ於テ其相場甚ク易ク將タ内國ノ糧食ヲ充
分ニ貯蓄セシ上ノ一ト視做セシハ今ヲ距ル猶久シ
カラズ而シテ法制官及執政官等其差因ヲ以テ内外商
買ノ權衡ヲ保フ能ハサルヲ確信シ又其差因ノ成果
タル多クハ全ク見込ミテ反對スルヲ弁セシ時ヨリ
万國穀商買漸ク閑ケ始メテ今日ノ如ク盛大ナルヲ
得穀物ノ相場ハ下落シ食用スル所益々長シ凶年逐
次又ハ非常ノ一譬ハ戦争等アルト雖モ各國更ニ
其糧食ノ不足ニ屈スルヲナキニ至レリ
右ニ就キ果モ好キ證據トナルベキ者ハ英國穀物商

買ノ歴史ナリ曩者英國ニ於テ輸入ノ穀物ニ運轉稅
ヲ掛ルノ風則久シク行ハレ而シテ人民穀物規則
ニ甚ク不平ヲ鳴ラシ遂ニ千八百四十年代ノ
末ニ至テ穀物ニ係ル稅則ヲ一變シ輸入ノ穀物ハ唯
檢査稅トシテ小麥其他ノ穀類ヨリ一クワルテル英
ニ付一「レルリ」ガヲ取立テ又麥粉ハ一「セル」ワネル
上ニ付四ペンス半ノ稅ヲ以テ自由ニ之ヲ輸入スル
トナレリ斯レニ變革アリシニ由リ此二十五年來英
國ニ於テ穀物ノ相場大ニ下落シ、人民ノ食用スル所
增長ニ又自在ニ外國ヨリ穀物ヲ輸入スルヲ得ルヲ
以テ穀物ノ貯蓄常ニ莫大ナルヲ致セリ
巴里府ノ農董會議ニ出セシ「ケルド」氏ノ調ニ據ハレ
下英國ニ於テ食用スル処土産ノ穀類馬鈴薯ヲ合セ

テ八十八「ミル」リヨレトニ此代價二千五百九十「ミル」
リヨレ「フランク」又外産ノ穀物ヲ三十三「ミル」リヨレ
「ポード」トス此代價一千三百十三「ミル」リヨレ「フランク」
クナリ本「ゲ」一斗四升七タニ當レリ
穀物歲熟ノ中數ヲ採ルルハ現下英國ニ於テ産スル
所「ネイ」ニ「氏」ノ調ニ據ハレ五千六百万「キ」エツウ「ユル」
子「ミ」ニテ就中小麥一千三百三十万「キ」エツウ「ユル」
黍一千四百二十万、燕麥二千九百四十万、大麥二十八
万ナリ
又同氏ノ説ニ據ハレ英國全民ノ毎歲食用スル穀物ノ
中數ハ一人ニ付小麥二「ヘクト」リトルト「ト」看積リ而シ
テ「國」諸港ヨリ出帆スル商船等ノ食糧ヲ合算スル
ト「三十二」ミル「リ」ヨレ「キ」エツウ「ユル」ナリ「ス」レハ

蜀 小麦不足土地ノ熟不熟ニ由リ毎歲十三「ミル
リ」ヨリ「ミル」九「ミル」ヨリ「ミル」四「ミル」ノ間ニ
居ルトス而シテ此不足ハ悉ク外國ノ運來ヲ以テ之
ヲ補ヘリ英國ニ於テ外産ノ穀物輸入日々増加スル
ハ左ノ件ヲ以テ見ルベシ即チ千八百五十四年ヨリ
同五十八年ニ至ルマテ平均諸種ノ穀物百「ミル」ヨ
リ「ミル」千八百五十九年ヨリ同六十九年ニ至ル迄
百七十三「ミル」ヨリ「ミル」千八百六十九年ヨリ同
七十三年ニ至ルマテ百六十四「ミル」ヨリ「ミル」千八百
七十四年ヨリ七十七年マテ三百三十三「ミル」ヨリ「ミル」同
「ミル」千八百五十八年ニ至ルマテ大凡二十「ミル」
ヨリ「ミル」千八百五十九年ヨリ六十

八年ニ至ルマテ大凡三十「ミル」ヨリ「ミル」千八
百七十四年ヨリ七十七年ニ至ルマテ大凡五十四「ミル」
「ミル」千八百七十七年ニ至ルマテ輸入穀物ノ
代貨六十二「ミル」ヨリ「ミル」千八百七十七年ニ至ルマテ
英國ニ於テ穀物自由貿易ノ法ヲ施行スルヤ差詰
メ諸方ヨリ穀物ノ輸入増加シ國內ニ於テハ穀物一
般就中小麥ノ耕作漸次減少セリ當時英國田地主等
ハ國內糧食ノ不足ハ莫太ノ金ヲ費サズメ容易ニ外
國ノ輸入ヲ以テ之レヲ補ヒ得ベキヲ知レリ將タ肉
類高直ナルニ由リ小麦ノ耕作ヨリモ牧畜一層利多
キ等ノ事アルヲ以テ耕田ヲ減シ牧地ト為ス方便利
ナリト認メテ來僅カ二十年間ニ小麦ノ耕田三十
万「デシヤ」即チ二十「ベル」セシト減少シ又千八百

ト
各
頁

六十六年より同七十六年に至るは十八万、デシヤ
キニ餘減シテ、只千八百七十七年ハ三秋ノ不熟
ヨリ小麥ノ相場騰貴セシテ、以テ去七十六年ハ比ス
レハ耕田七万二千、デシヤキニ餘増セリ、是ニ反シテ
牧場ハ此十ヶ年来益ス増加シ而シテ千八百七十
一年ヨリ同七十七年ニ至ルニテ其數三十七万、デシヤ
キニ丈ヶ増加セリ
農業盛ニナル諸國ハ悉皆英國ノ糧食充足方ニ與カ
ルト雖モ其運來ノ高ニ至テハ帝ニ北亞米利加合衆
國及魯國ニ如クモノナシ尤モ各國何程此事ハ與カ
ルヤノ度ハ英國並ニ其諸國ノ熟不熟トニ由テ常ニ
変セリ
英國ノ糧食ハ千八百六十六年ニ至ルニテ重ニ北亞

米利加合衆國ヨリ之ヲ運輸セリ而シテ千八百五十四
年ヨリ六十六年ニ至ルニテ同國輸入穀物全數ノ三
十五、ペルセントハ合衆國ヨリ運來セルモノトス、千
八百六十七年及六十八年ハ各國ヨリ英ニ輸入セ
ル穀高中ニ就キ魯其第一等ヲ占メシガ翌六十九年
同七十年ニハ又合衆國ノ為メニ一等ヲ奪ハレタリ
然レトモ亦七十一年及七十二年ニハ魯國ヨリ運來
セモ如合衆國ニ勝レリ即チ七十一年ニ魯ヨリ英ニ
送致セシ小麥ハ四十八、モルリヨニブド、メ合衆
國ハ四十、ミルリヨニブドヲ致セリ然ルニ此五ヶ
年来英ニテ入用ノ穀類殊ニ小麥ハ重ニ合衆國ヨリ
輸入セリ、千八百七十五年ヨリ同七十七年ニ至ルニ
テ三ヶ年同ニ諸國ヨリ英ニ送致スル穀物四百五十

ト
務
省

二、ミルリヨロップ中ニ就キ魯、九十一、ミルリヨロップ
ト合衆國、一百九十八、ミルリヨロップトヲ運來セ
即チ三ヶ年運來ノ中數ヲ採ルハ魯ハ毎歲三十
ミルリヨロップト餘又合衆國ハ六十六、ミルリヨロ
ミルリヨロップト送致セルモノニ比スレバ二倍余ナリ
千八百七十七年ハ英國凶作ニ苦シ、其穀物商買
甚ク景氣ヲ失セリ同國ニ於テ十五年來此ノ如キ凶
歳ナク加ルニ千八百七十五年及七十六年ニ亦
穀物ノ熟好カラガリシヲ以テ一層困却セリ、七十
年ノ輸入餘リ有リテ之ヲ翌七十六年ニ引越シタレ
ドモ七十七年ニ至テハ前年ノ貯蓄既ニ全ク竭キタ
リ此時英國及其他地方ニ於テ穀熟如何ナルベキ
猶未ク判然クザルニ疾ク魯土ノ戦争始マリシヲ

以テ龍動、紐育、及魯國ノ穀物市場、於テ穀相場俄カ
ニ騰貴セリ則チ七十七年四月中三週間に小麥ノ相
場龍動ニ於テ二十八、ペルセント紐育ニ於テ三十五
「ペルセント」騰貴セシヲ以テ世間大ニ騷キ立テリ剩
サハ千八百五十三年「キリミヤ」開戦前欧州ニ於テ唯
穀物不熟ノ懼レアリシノニ比テモ小麥ノ相場ニケ
月内ニ二十五「ペルセント」騰貴セシ「アル」ヲ以テナ
リ于時英佛二國ノ經濟新紙等ハ糧食上英ハ全ク他
國ニ頼ラカルヲ得ガルヲ知リナガラ当年七十年同國
ニ於テ穀相場此ノ如ク騰貴セシハ不意「アル」ト
辯解シ黑海諸港ヨリ穀物ノ運來ナシト雖モ左ニテ
不都合「アル」管ナシトノ意ヲ述ベ之ヲ証セシ為メ千
八百七十六年英國小麥輸入高ノ額等ヲ擧テ云ク魯

國及ビ、カ、エ、イ、ブ諸侯國ノ英國キ、場ニ小麥ヲ送致
スルヤ既、合衆國ニ一等ノ席ヲ讓リシ、既ニ久シ
ク、現下其運來スル穀高ハ英國穀物輸入全數ノ二
十、ペルセントトニ過キ、將タ其輸入高二十、ペルセン
ト、減少スル、氏合衆國ヲ除ク外、オーストラリア、印度
埃及等ノ如キ耕作盛ニナル地方アル上ハ、英民ノ為
メ格別困却スルノ件ニ非ザルベシト、且、フ英國新紙
等ハ、黑海諸港ヨリ例ノ運來断ユルニ當テ、英國穀
物市場ニ斯ニテ影響ヲ生スルハ、稍奇トスルニ足レ
リトシ、而シテ穀相場ノ法外ニ騰貴セシハ、一時ノ
ニシテ長ク引續クマ、ジトノ意ヲ迷ベ期シテ云ク、七
十七年ニハ英國ニ於テモ同國ニ穀物ヲ送致スル外
國ニ於テモ五穀豐熟シテ、歲末ニ至ラハ活計賑ハシ

キヲ得ベシト、又右諸新聞紙ノ說ニ據レバ、小麥ノ相
場騰貴セシハ、多少農業者勵マズベキヲ以テ却テ、
スベキニ似タリト然レ、氏八月ニ至テ、全歐州（ホレガ
リヤ、及魯西亞ニテモ）穀熟思ハシカラザル、丁判然セ
シニ由リ、四月ニ發セシ前論ハ、最早維持スルヲ得ガ
リキ
英國新聞、エ、コ、ノ、ミス、ト、ハ、千八百七十七年八月十一
日出版
ノ、冬ニ、慥メテ、云ク、千八百七十七年及七十八年ニハ
七十五年及七十六年ト異ナリ、穀相場高貴ナルベシ
、且、ツ、七十二年ヨリ七十七年ニ至ルマテ、英國小麥
輸入ノ精算ヲ示シ、是迄數次復言セシ如ク、英ハ糧食
ヲ外國ノ市場ニ仰ガザルヲ得ズ、慥メ并セテ、ミン

チエスナル統計社中租税の課ノ統計事務家「ステパン
ホルン氏」詞ニ係ル英國住民三十三「ミルリヨ」
中ニ就キ士産ノ穀物ヲ用ユルハ十八「ミルリヨ」ニ
シテ残十五「ミルリヨ」ノ人口ハ悉ク外來ノ穀物ヲ
食ムノ件ヲ擧テ曰ク七十七年ノ凶作ヨリ英ノ為メ
二個ノ換レアリ第一例年ヨリ一層多ク穀物ヲ輸入
スルニ付一層多ク金貨ヲ以テ之ヲ拂ハサレテ得ガ
ルベシ尤モ勸商局ノ報知ニ按レバ土産ノ物品ヲ以
テ運來ノ穀物ト交易スル望ミナケレバ此金貨ハ到
底國外ニ出テザルヲ得ズ第二穀相場騰貴スレバ働
ラキ人夫ハ不得已糧食ニ多分ノ金ヲ費ヤシ其他ノ
雜費ヲ減ゼガルヲ得ガンベキヲ以テ製造必ク不棄
フベシ此時ニ際メ益ヲ得ル者ハ独リ穀問屋等ニ限

ルベキヲ以テ穀物多分ノ輸入ト其高直ナルヨリ全
國ニ係ル損亡ハ到底之ヲ償補スル能ハズトスコワ
メシ新聞ノ算當ニ按レバ七十七年英ニ於テ小麥ノ
熟成ハ平均ノ熟成ヨリモ二十五「ペルセント」下リ而ノ
七十八年九月一日ニ至ル迄外來ノ穀物ニ拂ヒシ餘
計ノ金額ハ七「ミルリヨ」ホドナリト此算當ハ前
條ニテ見ル如ク慥ナルモノナリ
佛國ノ如キハ農業進步メ耕作漸ク盛ナリト雖氏亦
外産ノ穀物ヲ用ヒガルヲ得ズ尤モ其輸入高ニ至テ
ハ英ニ比スレバ遙カニ少ナシ同國ニ於テ千八百十
五年末耕田及ヒ豆計十二「ペルセント」半増加シ又穀
熟ラ平均ニシレバ小麥ハ七十五「ペルセント」燕麥ハ五
十「ペルセント」黍ハ四十「ペルセント」大麥ハ百「ペルセ

ニ、熟成長シ穀物ノ收納高二倍、リ即チ千八百十
五年ニハ穀物ノ收納高「ミルリヨ」チエツウ
ミルチナリシガ七十四年ニハ其高「ミルリヨ」
ニノ翌七十五年ノ凶歳ニハ「ミルリヨ」ナリシ
儲佛國ノ人口ハ甚々増殖、疎ト雖モ耕作盛ニナ
ルニ順テ穀物ノ用方長セリ是レ人民ノ活計次第ニ
賑ヒ加ルニ商法ノ意趣改良シテ千八百六十一年ヨ
リ運轉税「ヲ廢シ百」キロガラムヨリ
検査料トシテ五十「サレ」ム以上一「アラ」ク未滿
ノ税ヲ取立ツルノ新規規ヲ施セシ所以ナリ
先頃佛國税関ヨリ公布セシ同國商買取引ノ報知ニ
拠テ見レバ千八百二十五年ヨリ四十七年ニ至ル迄
同國ニ於テ穀物ノ輸出甚々少ク只千八百三十三

年ヨリ三十五年ニ至ルニテ三ヶ年間ニ數万「ポード」
同三十九年ニ九十萬「ポード」ヲ輸出セシノニ佛ハ凶
作ト又穀物ニ係ル禁制ヲ廢スルヲ急リシトノ二事
ヲ以テ千八百四十六年ヨリ翌年ニ至ル迄饑饉ニ苦
ミ大ニ憫ル所アリ同國ニ於テ穀物輸出入ノ自由ヲ
得タルハ即チ此時ニアリ尔來佛國ニ於テ或年ニ二
千萬譬如一ハ五十一一年或ハ三千六百萬「ポード」ノ穀物
ヲ輸出セリ雖然其輸出入ヲ比較スレバ輸入高常ニ
多ク只六十七年ヨリ七十六年ニ至ル迄十ヶ年中千
八百七十五年ニ輸出高輸入高ヨリモ九百萬「チエツウ」
ニルチ多カリシノニ右十ヶ年間佛國ノ穀物輸入高
ヲ平均スレバ毎歲凡ソ九百五十萬「チエツウ」ニ
ナリ佛國第一等ノ穀物市場ハ馬、下寒港トス同港ニ

運来スル穀物ハ此二十五年來一五五十万ヨリ四百
万「クエツ」エ「ル」ニ増加シ六十八年ノ如キハ其高
一百万「クエツ」ウ「エ」ニ及ベリ又穀物ノ輸出重英
ルニ送ニ至テハ十五万ヨリ九十万「クエツ」ウ「エ」ニ
長じ六十八年ノ如キハ百七十万ヲ輸出セリ千八百
七十年ノ初メニ魯ヨリ馬耳塞港ニ送致セシ穀物ハ
同港穀物全輸入高ノ五十乃至五十五「ペル」セ「ト」ラ
成セリ日耳曼ハ一億二千五百万「クエツ」ウ「エ」ル
穀物ヲ産スト雖モ毎歲他國ヨリ數多ノ穀物ヲ輸入
ス尤モ其輸入ノ半高ハ再々之ヲ輸出ス是ヨリ先
キ日ハ概ネ土産ノ穀物ヲ以テ國內ノ糧食ニ充テ而
シ其穀物ヲ輸出スルヤ遙カニ輸入高ヨリモ多カリ
シ即チ千八百三十七年ヨリ四十一年ニ至ルモテ輸

出ノ輸入ヨリモ多キ「ト」三百万「クエツ」ウ「エ」ル「チ」タリ
シガ六十年代ノ初メニ至テハ輸出高既ニ八十八万
「クエツ」ウ「エ」ル「チ」ニ減じ爾後六十七年ヨリ七十四年
代ニハ却テ輸入ノ輸出ニ勝レル「ト」三百五十万「クエ
ツ」ウ「エ」ル「チ」ニ及ベリ又七十三年ヨリ七十七年ニ至
ル迄五十年間ニ同國ノ輸入セシ穀類並ニ麥粉ノ高
ハ三億二千二百万「グロ」ド「ニ」即チ輸入ノ輸出ヨリ
モ多キ「ト」毎歲六千二百万「グロ」ド「ナ」リ右輸入穀物ノ
代貨トシ七十二年ヨリ七十六年ニ至ルニ「ミ」リ
ヤ「ル」ド「ニ」百五十「ミ」ル「リ」ヨ「シ」「フ」ラ「ン」ク「即」チ毎歲平均
二億五千万「フ」ラ「ン」ク「ヲ」費ヤシ只七十六年ノ「ミ」ニ「テ
モ」四億六千二百万「フ」ラ「ン」ク「ヲ」費ヤセリ翌七十七年
ノ輸入高々如キ「ト」凡「シ」カ「チ」三百「グロ」ド「ナ」リ「日

耳曼ヨリ毎歲輸出スル穀高ハ注ニテ四千五百萬
乃至七千五百萬「ポード」粉ニテ二百五十萬乃至三
百五十萬「ポート」麥粉三十七年ハ即チ日國ヨリ
出テ千八百七十二年ヨリ七十六ニ至ル迄最モ多
ク穀物ヲ日耳曼ニ運來セシハ即チ魯ニシテ當時
其運來セシ高ハ日國穀物輸入全數ノ二十六乃至
四十三「ペルセント」タリ然レヒ七十六年ハ埃國
ヨリ最モ多ク之レヲ輸セリ抑モ日耳曼ニ於テ國
内ノ糧食ニ供スル穀物ハ過半之ヲ埃國ニ購シ土
產及魯國ヨリ運來スル穀物ハ多ク之ヲ英國及和
蘭國等ニ輸出ス即チ英ニハ「バル」ク及「レイ」ク海ノ諸港
ヨリ之ヲ送り蘭ニハ「ハン」ク及「レイ」ク河ヨリ
ス「バ」クワリヤ「ウル」クテニベルグ「バ」ク等ニテハ土

產ノ穀物ヲ「スエ」クワルラ「ド」ニ送り「レイ」クノ「プロ
シヤ」ク「ヘ」クワセシ及「バ」ク「ド」クハ之ヲ佛國ニ輸セリ又
佛ハ日國ニ送致スルニ專ラ麥粉ヲ以テス
日國ニ於テ穀物商買最モ盛ナル場所ハ「バル」ク「ク」
海ノ諸港「シ」ク「チ」ク「シ」ク「キ」ク「ガ」ク「ス」ク「ベル」ク「カ」ク「ロ」ク「ラ」ク
等ナリ「ブリ」ク「ラ」ク「ク」ク氏ノ著述中ニ算スル処ニ拠バ千
八百七十年代ノ初メニ「シ」ク「チ」ク「シ」クヨリ輸出セシ穀
物ハ三十年代ヨリ四十年代ノ初メニ至ルニテ十
六年間ニ比スレバ其數ニ倍セリ又「カ」ク「シ」ク「ク」ノ穀
商買ハ「キ」ク「ヨ」ク「ニ」ク「ガ」ク「ス」ク「ベル」ク「グ」ノ競争ニ逢ヒ甚々衰微
セリ「キ」ク「ヨ」ク「ニ」ク「ガ」ク「ス」ク「ベル」ク「グ」ノ如キハ魯國ニ鐵道開ケ
テヨリ漸次繁昌ニ起ケリ
白耳義ハ土產ノ穀物一千一百万「ク」ク「エ」ク「ワ」ク「ウ」ク「エ」ク「ク」

ニテ尚満足スル能ハズノ毎歲諸種ノ穀物並ニ麥
粉九ノ三千二百萬「ポンド」ヲ輸入ス此代價一億五
千七百萬「フラン」ナリ同國ニ於テ千八百六十九
年七十年及七十二年ニ穀物ノ輸入ニ費ヤセシ金
額ハ七千三百萬乃至八千七百萬「フラン」過キザリシガ七
十二年ハ凶作タリシヲ以テ二億二千五百萬「フ
ラン」ヲ費ヤセリ
和蘭ハ五百五十萬「キエツウエル」チノ穀物ヲ産ス
ト雖モ雖モ猶毎歲一百二十五萬乃至一百五十萬
「キエツウエル」チヲ輸入シ七千五百萬乃至八千二
百萬「フラン」ヲ費ヤセリ
「スエツルラント」ハ概算ニ於レバ凡ソ三百萬「キエツ
ウエル」チノ穀物ヲ産ス然レバ千八百六十年以來同

國ノ穀物輸入高漸次增長シ七十二年ヨリ七十六
年ニ至ルニテ日佛埃ノ三國ヨリ毎歲一千六百五
十萬「キエツウエル」チ餘ヲ輸入セリ
伊太利ハ千八百七十年ヨリ七十五年代ノ報知ニ
於レバ五千萬「キエツウエル」チノ穀物ヲ産ス就中
二千五百萬「キエツウエル」チ餘ハ小麥ニシテ三分一
餘ハ唐黍ナリ伊ハ穀物産生上政州第三等ノ國タ
リ且土産ノ穀物丈ニテハ猶満足スルヲ得ズシテ
曆一八七十五年ノ如キハ一千五百萬「ポンド」ヲ輸
入セリ此代價七千五百萬「フラン」ナリ同國ニ穀
物ヲ運来スルハ魯西亞、土耳其、佛蘭西等ナリ伊國
産ノ唐黍ハ政州ニ名高クシテ特ニ國內ノ食料ニ
供スルニシテナラズ著シク埃英佛等ニ之ヲ輸出ス

米モ亦伊國ノ產物ニシテ七十五年ハ凡ソ三百八十
十萬「ポード」ヲ輸出セリ
「スエーデン」ノルウエー「ジ」ハ每歲諸種ノ穀物一千
六百五十萬「クエ」ウエル「ク」ヲ產スト雖モ二國一
般ノ輸物タルハ獨リ燕麥ニ過キズメ英ニ送ル
悉ノ如キハ唯「スエーデン」ヨリ英、蘭、ルウエー「ジ」
等ニ輸出スルノミ其他ノ穀類ニ至テハ二國共ニ
不足ヲ覺ヘ魯、獨、デネマ「ルク」等ヨリ之ヲ購求ス儲
「スエーデン」ニテハ穀物ノ輸出輸入ヨリモ多クシ
テ每歲二千五百萬「フランク」ノ利ヲ得ルト雖モ「ノ
ルウエー「ジ」ノ如キハ却テ每歲三千七百萬乃至五
千萬「フランク」ヲ其輸入ニ増費セサルヲ得ズ
西班牙ノ產スル穀高ハ四千五百萬乃至四千七百

萬「クエ」ウエル「ク」ナリト云フト雖モ亦同國穀物
ノ產生高並ニ其穀物商買ニ係ル報知ハ甚タ信「ジ」
易ラズ曩者以為ラリ西班牙ハ國內ノ糧食ヲ充足
セ「ル」為メ每歲小麥百五十萬「クエ」ウエル「ク」ヲ輸
入シ同國ニ於テ輸出ノ輸入ヨリモ多キハ麥粉及
燕麥ナリト又近來ノ報知ニ據レバ西班牙ニテハ
諸種ノ穀物及麥粉ノ輸出高輸入ヨリモ多キ「ト」或
「ク」ニハ一千六百萬「ポード」ニ及ベリト
「ポルトガル」ハ五百萬乃至六百萬「クエ」ウエル「ク」ノ穀
物ヲ產スト雖モ猶每歲外產ノ穀類二百萬乃至二
百七十萬「ポード」ヲ輸入シ其費ス所凡ソ六百萬「フ
ランク」ナリ
希臘ハ數年前ノ調ニ據ハ每歲約二百萬「クエ」ウ

エルチノ穀物ヲ産スル地猶満足スル能ハズノ常
 ニ二十万乃至三十万ト云々エツウエルチヲ輸入ス其
 輸入スル者ハ土耳其及魯西亜ヨリス七十二年及
 七十三年ニハ同國ニ於テ穀物ノ輸入ニ費セシ全
 額凡ソ二千万フランク
 心十二ヶ國ハ歐州三分
 即チ全歐州人口ノ五十四ペルセント
 諸種ノ穀物約四億万ト云々エツウエルチヲ産シ就中
 六億四千万フランク大ケハ之ヲ輸出スト雖此亦
 一層ノ穀物ヲ輸入セサルヲ得ズ其輸入スル穀物
 ノ代價タル即チ二十二億九千七百万フランクトナ
 リ

第二

今歐州中糧食ニ不足ヲ覺ユル各國ハ穀物ヲ送致
 スル諸國ヲ數ヘルトスルヤ先ツ埃國ガニエ
 諸侯國及「オーストリア」國
 ニ穀物ヲ運來スル政羅
 ヲ奉ケ而後萬國穀物市
 國及魯國ニ言及スベシ
 一「オーストリア」國ハ地味豊饒ナル一大地方
 ヲ占メナガラ人口繁ラガルヲ以テ著シク土産ノ
 穀物ヲ輸出ス就中「オーストリア」ヨリ輸出スル地最
 モ多シ但シ「オーストリア」帝家ニ屬スル地方中多
 分ノ穀物ヲ産スルハ特ニ「ガリシヤ」「モラウシヤ」ノ
 二州ノミニ「オーストリア」及「下埃」ノ如キハ五穀極
 メテ豊熟セシ秋ト云々ハ其有餘ナク又其他ノ諸

エルクノ穀物ヲ産スルニ猶満足スル能ハズノ常
ニ二十万乃至三十万ト云々エツウエルクヲ輸入ス其
輸入スル者ハ土耳其及魯西亜ヨリス七十三年及
七十四年ニハ同國ニ於テ穀物ノ輸入ニ費セシ全
額凡ソ二千万フランク餘ナリ
心十二ヶ國ハ歐州三分一ニ亘リ人口一億七千万
即チ全歐州人口ノ五十四ペルセントト成シ毎歲
諸種ノ穀物約四億万ト云々ウエルクヲ産シ就中
六億四千万フランク大ケハ之ヲ輸出スト雖氏亦
一層ノ穀物ヲ輸入セサルヲ得ズ其輸入スル穀物
ノ代價タル即チ二十二億九千七百万フランクナ
リ

第二

今歐州中糧食ニ不足ヲ覺ユル各國ハ穀物ヲ送致
スル諸國ヲ數ヘントスルヤ先ツ埃國ガニユー
諸侯國及「ルネマ」ク國等ニ就テ一言シ次テ歐州
ニ穀物ヲ運來スル政羅巴外ノ耕作盛ニテ諸國
ヲ萃ケ而後萬國穀物市場ノ一大競争者タル合衆
國及魯國ニ言及スベシ

一「オストロホンガリヤ」國ハ地味豊饒ナル一大地方
ク占メナガラ人口繁ラガルヲ以テ著シク土産ノ
穀物ヲ輸出ス就中「ホンガリヤ」ヨリ輸出スル處最
モ多シ但シ「オ」スタリヤ帝家ニ屬スル地方中多
クノ穀物ヲ産スルハ特ニ「ガリシヤ」モラウヒヤノ
二州ノミニ「メ」ホ「ヤ」及「下」埃ノ如キハ五穀極
メテ豊熟セシ秋ナラバ其有餘ナク又其他ノ諸

ノ此盛

入右

穀物ヲ産スル民猶満足スル能ハズノ常
乃至三十下、今エツウエルトヲ輸入ス其
者ハ土耳其及魯西亞ヨリス七十二年及
三ハ同國ニ於テ穀物ノ輸入ニ費セシ金
十萬、フランスク餘ナリ
國ハ歐洲三分一ニ亘リ人口一億七千萬
州人口ノ五十四、ベルセント、フ成シ、毎歲
物約四億方、今エツウエルトヲ産シ、就中
方、フランスク大ケハ之ヲ輸出スト、雖此亦
物ヲ輸入セサルヲ得ズ、其輸入スル穀物
即チ二十二億九千七百萬、フランスクナ
一

食ニ不足ヲ覺ユル各國、穀物ヲ送致
數ヘシトスルヤ先ツ埃國、カニエ、
アネ、マルク國等、就テ一言シ、次テ歐洲
連來スル政羅巴外ノ耕作盛ニナル諸國
後萬國穀物市場ノ一大競争者タル合衆
言及スベシ

ハンガリヤ國ハ地味豊饒ナル一大地方
カラ人口繁ラザルヲ以テ著シク土産ノ
出ス就中、ハンガリヤヨリ輸出スル處最
シ、オースタリヤ帝家ニ屬スル地方中多
ク産スルハ特ニ「ガリシヤ」「モラハヒヤ」ノ
ニ、メ「ホヘ」ヤ及ヒ下埃ノ如キハ五穀極
セシ秋ナラバ其有餘ナク又其他ノ諸

右十二國産穀ノ輸出其輸
入ヨリ少シ

此ヨリ以下歐洲及其外耕作
ノ盛ナル諸國ヲ舉ク

州ニ至ラハ平生糧食ノ不足ニ苦ミ而シテ重ク之ヲ
「ホシガ」リヤヨリ買ハス又南「チロリ」ハ其糧食ヲ伊
太利ニ購シ北「チロリ」ハ西日耳曼ヨリシ「ゴウ」ニ
ハ「ロ」ニ「ヤ」ヨリス

千八百六十九年ヨリ七十六年代ニ五穀歳産ノ中
穀ハ「オ」ス「タ」リ「ヤ」ニ於テ四千三百七十方「チ」エ「ウ」
ウ「エ」ル「チ」ホシガ「リ」ヤニ於テ三千七百万「チ」エ「ウ」
「エ」ル「チ」ナリ又「ホ」ル「ワ」チ「ヤ」及「ス」ラ「ウ」オ「ニ」ヤニ於テ
ハ六十八年ヨリ九年ニ至ルマテ平均一百六十万
「チ」エ「ウ」ウ「エ」ル「チ」ヲ産セリ斯レバ「埃」國ニ於テ毎歳
産スル処平均八千二百万「チ」エ「ウ」ウ「エ」ル「チ」ナリ同
國ニ於テ千八百七十七年ノ穀熟ハ六十九年ヨリ
七十七年代ノ平均ノ穀熟ニ比スレバ小麥ハ十五

「ベ」ル「セ」ント「大」麥ハ十二「ベ」ル「セ」ント「丈」ケ熟成ヲ増
シ又唐黍ハ三「ベ」ル「セ」ント「黍」ハ十三「ベ」ル「セ」ント「丈」
ケ熟成悪シクシテ其平均ノ熟ト差違ナカリシハ
特ニ燕麥而已

千八百七十二年ヨリ七十四年ニ至ルニ「埃」國ニ
於テ穀熟悪ク而シテ國內ノ糧食ニ供スル為メ小麥
及唐黍ヲ輸入セシ「ト」其輸出高ヨリモ一層多カリ
七十三及七十四年ニ輸出高輸入ヨリモ多カ
リレハ唯黍及燕麥ノ二種ノミ又七十二年ヨリ七
十四年ニ至ル迄三年間ニ輸入ノ輸出ヨリ多キ「ト」
小麥ハ二千六百万「ブ」ド「大」麥ハ二千一百万「ブ」
「ド」唐黍ハ三千三百「ブ」ド「ト」及「ベ」リ
千八百七十一年ヨリ七十七年ニ至ルニ「埃」國ニ

ト
務
省

於テ輸出入ノ取引ニ係リシ穀高ハ約四億八千九
百万「ブ」ドミシテ此代價二十三億「フ」ラ「ク」ナリ
然ルニ博士「ネイマ」氏等ノ如キ多識ノ人ヲ始ト
シ填國統計家等ニ至ルニテ皆唱テ云ク填國ノ穀
物商買ハ七十年代ノ初ニ當リ魯ノ鐵道線増加シ
該國ノ競争益ス盛ナルニ達ヒシヲ以テ預メ期
セシ如ク盛大ナルヲ得ザリシト然リト雖モ七十
七年ニ填國ニ於テ五穀豊熟シ又魯領ノ黑海諸港
ハ封鎖セラレシカバ填國ハ大ニ穀物ヲ輸出シ其高
六千六百万「フ」ドニ及ベリ此代價三億四千四百
万「フ」ラ「ク」ナリ填産ノ穀物ハ重「ス」エ「ワ」ル「ラ」レ
ド英國、日國、佛國、白耳義及「フ」ラ「ジ」リ「ヤ」等ニ運輸ス
填國ニ於テ千八百七十一年來麥粉ノ輸出着シク

増加シ七十二年ニハ一千八百万「フ」ラ「ク」ナリ
十七年ニハ八千七百万「フ」ラ「ク」ナリ之ヲ輸出セ
リ但シ麥粉ハ重「ホ」ニガリ「ヤ」ヨリ之ヲ輸出ス斯
テ七十五年ニ「ブ」カ「ペ」スト商會ノ一區ニ於テ蒸氣
搗場百九十個水車風車又ハ家畜ニ較カシムルモ
ノ四千六百八個アリシ右總体ノ搗場ニ於テ七十
七年ニハ二千四百万「フ」ドヲ粉ニ挽キ内千五百
萬餘ハ之ヲ輸出セリ
土耳其及「カ」ニ「エ」イ「ブ」諸侯國ノ統計表ハ今時ニ至
ル迄甚ク明瞭ナラス而シテ其穀物商買ノ報知ノ如
キハ或ハ地方統計寮ノ調べニ係リ或ハ外國領事
等ノ届ケニ係リ又「カ」ニ「エ」イ「ブ」汽船會社ノ報ニ
係ルアルヲ以テ完全ナルモノニアラス

「ボニス」ヤ「ヘルゼン」ウ「ナ」ホルガリヤ（従前ノ區界
ニテ及歐羅巴土耳古諸州）就中「アドリヤ」プル州
ノ如キハ常ニ著シク穀物ヲ輸出スニ於テ産スル
穀高ハ「ネイ」ニ「シ」氏ノ調ニ拠ハ千八百五十万「チ」エッ
ウ「エル」チ「シ」テ就中八百万「チ」エッウ「エル」チ「餘」ハ小
多ナリト

「ロー」ニ「ヤ」國ニ於テ産生スル穀高ハ或ハ一千五
百四十万「チ」エッウ「エル」チト算シ「ラベ」テ「ネ」ルノ算
スル処是ナリ或ハ三千一百万「チ」エッウ「エル」チト
算ス故ニ同國ノ産スル穀物ノ中穀ハ約七十四年
五年ノ歲熟ニ同シキ一千八百五十万「チ」エッウ「エ
ル」チト做ス方造ナリト「セル」ビヤ國ノ産スル穀
高ハ約二百四十万「チ」エッウ「エル」チナリ

サレバ「カ」ニ「ユー」グ諸侯國ノ産スル穀高ハ「ネ」イ「ニ」
「シ」氏ノ調べニ從ヒ大約三千八百万乃至四千二百
萬「チ」エッウ「エル」チトスベシ該侯國中ニ就キ最モ
多ク穀物ヲ輸出スルハ即チ「ロー」ニ「ヤ」ニ「メ」同國
ハ千八百七十三年來「唐」ニ「カ」ニ「ユー」グ「河」筋ノ「シ」ナ
ラズ又鐵道諸線ヨリ重ニ「土」耳「格」英「吉」利「佛」蘭「西」又
ハ「埃」國及其他一之ヲ輸出セリ而シテ千八百七十六
年ニハ其輸出高六百五十万ヨリ七百万「チ」エッウ
「エル」チニ至レリ七十年代ニ「ロー」ニ「ヤ」ヨリ輸出
セシ穀物ノ代價ハ一億万乃至一億三千万「フラン」
クナリキ然ルニ「魯」産及「米」産ノ小麥及「米」産ノ「唐」黍
ノ競争甚ク盛ニシテ或ル領事ノ届ニ拠ハ「ロー」
ニ「ヤ」産ノ小麥殊ニ「唐」黍ノ賣レ残り七十五年六

ト
務
自

年：ハ最モ多カリント

前條、ロームニヤノ穀物輸出高ハ、ルニエーブル汽船
會社ノ届書ニモ示之ヲ慥メタリ右汽船會社ハ、ス
リナ^{名河}、ロヲ經テ運搬スル穀物ハ、ガラツ及、アラ
ラ^{通リ}、ロームニヤヨリ輸出スルモノカ又ハ土耳
裕ノルニエーブル州ヨリスルヤヲ慥メニカ為メ悉
皆之ヲ検査セリ千八百七十六年ニ、ロームニヤヨ
リ、スリナヲ經テ輸出セシ穀物ハ合計約七百万、チ
エッウエルチニ、此代價一億三千四百万、アラ
クナリ又麥粉ノ輸出ニ至テハ一千八百万、アラ
クナリ
「テネマル」ハ平均一千万、チエッウエルチ（就中四
百五十万ハ燕麥）ノ穀物ヲ産シ平生穀物ヲ輸出ス

スル國ノ部類ニ属セリ然レハ千八百六十三年ヨリ
七十三年ニ至ルニテ平均ノ輸出高ニ比スレバ此
三年來即チ七十四年ヨリ七十六年ニ至ルニテ同
國、穀物輸出高二倍餘減少シ即チ現下其輸出スル
欠六十万、チエッウエルチニ過キズ

東印度ハ今ヲ距ル七八年前マデハ重ニ米（是ハ地
方住民ノ重ナル食物ニ）ヲ多クニ植付ルモノヲ輸
出シ小麥大麥黍等ノ如キハ特ニ附近諸島、セイロ
ン、マウリキヤ又ハ、ペルシヤ、香港ノ食料ニ供セシ
ノミナリシガ頃、ロレエエ、峽関ケテヨリ改羅巴
重ニ英國ニ諸種ノ穀物ヲ輸出シ始メタリ、千八百
七十一年及七十二年ニ東印度ヨリ輸出セシ小麥
ハ五十八万二千、ポンドニ過キザリシガ七十三年

ト
務
省

年ニハ二百八十万「ポード」七十五年ハ七百萬
「ポード」又七十七年ニ至テハ一億八千九百萬「ポード」
ヲ輸出シ大凡ソ八千九百萬「ポード」ヲ得タリ東
印度ハ七十七年三月ヨリ十月ニ至ルテ盛ニ小
麥ヲ輸出シ其數七十六七年ノ全輸出高ニ同シカ
ラシカ晩秋ニ至テ「ポード」イテ穀物市場ハ遂ニ合
衆國及魯國ノ競争ニ壓セラレタリ東印度ヨリ輸
出スル穀物總体ノ八十「ポード」ハ英ニ向ヒ残
二十「ポード」セルトハ佛蘭西白耳義伊太利及「ポード」
島等ニ向フ七十七年ニ東印度ヨリ英ニ送致セシ
穀高ハ同國穀物輸入全數ノ七「ポード」セルト半タリ
シカ翌七十七年ニハ其送致スル處疾ク十二「ポード」
セルトニ長セリ由之觀之東印度ハ將來歐州ノ穀

物市場ニ多分ノ小麥ヲ輸出シ以テ米産及魯産ノ
小麥ト大ニ競争スベキヤ疑ヒナシ尤モ東印度土
政府ハ地方ノ農家等成ル丈ケ小麥ノ耕作ヲ盛大
ニスル様諸種ノ法方ヲ用ヒ且ツ諸所ニ掘ヲ通シ
地味最モ豊饒ナル西北ノ諸州ニ於テ産生スル小
麥ヲ運出ス為メ便ニノ運賃成ル丈ケ下直ナルニ
キ路（即チ上「マハナ」ヨリ英迄一「ブツ」^量ノ運
賃ニ「セル」リシ「グ」六「ペ」ニテ上ル程ノ運路ヲ開
ント尽力セリ
「カナダ」ハ毎歲一千六百萬「ポード」ヲ出スルニ餘ノ穀
物ヲ産ス同國ノ穀商買ハ合衆國ノ競争益熾ナ
ルニ由テ近來衰微シト雖モ亦美國税関ノ報知
ニ拠レバ其輸出スル處一千四百万「ポード」ニ下ラ

ス

「チリ」モ亦諸國ノ競争盛ナルニ順テ歐州重ニ英國ニ穀物ヲ送致スルト近來次第ニ衰ヘリ然レモ同國ハ毎歲諸種ノ穀物三百萬、チエワウエルク餘ヲ産シ就中四千萬乃至四千五百万、フランスク文ケハ輸出ニ供セリ千八百七十五年及七十六年ニハ「チリ」ヨリ英國ニ送致セシ穀物ノ代價凡一千五百万、フランスクナリシ

「オースタラリヤ」ノ殖民地ニ於テハ五穀ノ産生高益ニ增長スト虽モ亦其人口ノ増殖スルト一層駁連ナリ加之魯産米産ノ穀物ノ競争アルヲ以テ「オースタラリヤ」ヨリ英國市場ニ送致スル穀高ハ追々減少ス

埃及ハ千八百六十二年ヨリ七十六年ニ至ルニテ十五年來ノ報知ニ據レバ其穀物ノ輸出高甚ハ上下スルヲ以テ歐州ノ穀物市場ニ威權ヲ張ルヲ得不然レモ「アレキサレドリア」港輸出全數ノ九十八「マルセント」ハ該港ヨリスヨリ平年（譬ヘハ七十四五年ニ）輸出スル處三十四萬五千、チエワウエルク「シ」ノ此代價九百万、フランスクナリ穀物ハ多分英國ニ向ケテ輸出ス

「ウ」ニスモ亦著シク其農産ヲ輸出ス即チ七十四年ニハ一千七百五十万、フランスク文ケノ穀物ヲ輸出セリ就中一千万、フランスクハ小麦ニ係レリ然ルニ七十五年ニハ其輸出高七十四年ヨリモ四倍減少シ又翌七十六年ニ至テハ七十五年ヨリモ五倍減

少マリ。之レニ及シテ「アル」ハ近來大ニ穀物ヲ輸出シ其高目下六百万「ポ」トニ及ベリ此ノ價三千万乃至五千万「ラ」ニクナリ

北亞米利加合衆國が穀物高買上政州ノ市場威權ヲ専ラニスルヲ得タルハ僅カニ今百期ノ半頃ニ始ニリ而シテ去百期ノ暮今百期ノ初メノ如キハ小麥及ヒ唐黍ノ輸出甚々僅少ナリ即チ千七百九十一年ニハ唐黍小麥總計六十万「チ」エツウエル「チ」ヲ輸出シ千八百年ニハ唐黍三十四万「チ」エツウエル「チ」小麥四千五百六十「チ」エツウエル「チ」麥粉六十五万三千樽、マタ千八百十年ニ

ハ唐黍小麥合計七万七千五百「チ」エツウエル「チ」麥粉八十万樽ヲ輸出セシ「チ」

合衆國ニ於テ五穀產數ノ報知ヲ集メ始メタルハ千八百四十年ノ「チ」最初ハ戶籍調べノ時ニ乘シテ特ニ小麥ト唐黍ノ產數ヲ調べたり爾來十年間ニ穀物ノ產數七千七百万乃至一億一千五百万「チ」エツウエル「チ」即チ五十「ベル」セ「ト」長じ又次キ「チ」十年代ニハ一億六千八百万即チ千八百五十年ヨリモ四十「ベル」セ「ト」増セリ今又七十年ヨリ七十五年ニ至ルニテ五ヶ年ノ穀熟ノ平均スレハ合衆國ニ於テ毎歲產スル穀高ハ二億五千八百万「チ」エツウエル「チ」ノ多キニ至レリ然ルニ七十七年ニハ五穀極メテ豊熟セシテ以テ小麥六千万「チ」エツ

ウエルチ唐黍二億一千七百万、チエウウエルチヲ
得たり華盛頓勸農寮ノ算當ニ拠レバ、毎歲産スル
穀物物体ノ直價ハ約五、ミリヤルド、ラ、クナリト
合衆國ハ莫太ノ穀物ヲ産スト雖モ國內ニ於テ用
ユル処少ク多クハ之ヲ英、カナダ、ブラジリヤ佛等
ニ送致ス就中英ニ送致スル處最モ多ク其高穀物
輸出全數ノ六十五、ペルセントニ居レリ
合衆國ハ殊ニ六十年代ノ暮七十年代ノ初メヨリ
夥シク穀物ヲ輸出シ始メ千八百六十八年ニハ其
高約七百万、チエウウエ、チタリシガ千八百七十
三年ヨリ七十四年ニハ疾ク二千三百万ニ増加シ
爾來其輸出高常ニ此度ニ居レリ抑モ該國ノ産ス
ル穀物全數ノ六乃至八、ペルセントハ之ヲ外國ニ輸

出シ其得ル処近來即チ千八百七十四年ヨリ七十
七年ニ至ルニテ毎歲約五百五十七、ミルリヨ、チ、フ
ラ、ン、ク、ニ、テ、歲入ノ一大部々タリ
米國ノ穀物商買如此速ニ繁昌ニ起キシハ人民甚
タ業ヲ嗜ミ類リニ物産ヲ勉ムルノ一証ト做スベシ
又其穀物商買斯迄盛大ナルヲ得タルハ專ラ耕作
地方ト内地ノ穀物貯藏所ト諸港ノ通路甚タ便ナ
ルト又一ハ商工諸會社ノ設置アルトニ由レリ而
シテ西方奧地ノ諸州ニテ産スル穀物ハ收納スル
ヤ否疾ク之ヲ、ア、ト、ラ、レ、チ、ク、ク、海ノ諸港ニ運輸ス
其運輸ノ法方タル或ハ諸湖、エリ、溝、ク、ツ、オ、ン、河、等
通リ不断水路ヨリシ或ハ特ニ鐵道ヨリシ又或ハ
水陸二道ヲ混シ側ニ水路ヨリシテ側ラ鐵道ヲ用

ユルモアリ穀物ノ運搬法ハ競争アルヲ以テ極メ
テ便ニシテ其運賃ノ如キハ甚ク昂貴ナリト謂フ
ベシ即チ「カホヨリ」「バルチモラ」ニ至ル迄(道程八
百四十里)穀物一「ブツセル」^量ノ運賃ハ十七セシト
半「インゲアノボル」ヨリ「バルチモラ」ニ至ル迄(七百
十六里)十七セシト「トレド」ヨリ「バルチモラ」迄(六百
六十八里)十四セシトナリ千八百七十六年「ハ」チ
カホヨリ「バルチモラ」フ「ラデリフ」ニユヨルク「或
ハ」モ「シ」レ「アリ」ヨ「經」英國「リ」バ「ホ」ル「ニ」デ「一」ブ「ツ」セル
ノ運賃僅カニ三十四乃至三十六セシトナリし其
四年前即チ千八百七十二年ニハ同断ノ運賃二倍
高カリし穀物ノ運賃斯マテ下落セリト雖モ米國
ノ農家等ハ猶之ヲ満足トセシテ穀物ヲ積リ移ス

「ナ」ク内地ヨリ汽船ニテ直チニ改羅巴ニ運輸ス
ル便ヲ計リ「シ」シ「ピ」ノ「河」口ヲ浚ヒ深メシ為メニ
百萬「ドル」ヲ給與セン「ナ」ラ會議ニ請ヘリ若シ此事
實ニ成ラハ米ヨリ欧州ニ穀物ヲ運搬スル「ナ」ラ
内ニ於テ一國ヨリ他國ニ之ヲ轉運スルヨリモ一
層下直ナルベシ
各所ノ往復甚ク便ナル上内地ニハ「カホ」ミ「リ」ワ
シ「キ」ト「レ」ド「テ」ト「ロ」ア「ク」レ「ウ」エ「ラ」シ「ド」及「カ」ル「シ」ノ
如キ穀物貯藏所ノ設ケアリテ該所ニテハ年内諸
港ノ通航自在ニシ「ナ」ルニ際シテ各地ヨリ運來ス
ル穀物ヲ取纏メ而後之ヲ「ア」ト「ラ」シ「チ」ツ「ク」海ノ諸
港ニ送出ス
米國ニ於テハ穀物揚卸シノ為メ

ト名ツクル畧械ヲ廣ク用ユルヲ以テ湖港河港海
 港悉皆盛ニ穀物ヲ輸出スルヲ得タリ、予カホニ於
 テハ即チ此畧械アルヨリ七十七年ニ穀物二千九
 百五十万、予エウウエル、此代價約三億万ナリ、
 取引ヲ為セリ、ハ七十七年ノ秋、至
 テ殊ニ其用便ナルヲ覺一リ、當時政州ニ於テ穀物
 ノ相場騰貴セシヲ以テ速カニ成ル丈ケ穀物ヲ彼
 地ニ送致セントセシガ米國稅関ノ布告、概レハ
 育紐港ニ於テ此畧械ヲ以テ僅一日内ニ十八万、予
 エウウエル、予二十九艘ノ汽船ニ積込メリト是
 レ米國ニ於テ日内ニ積出セシ穀高中ニ就キ未曾
 有ノモノナリ

諸合衆國ノ諸港中ニ就キ最モ多ク穀物ヲ輸出ス

ルハ即チ育港ニノ譬一ハ千八百七十七年ニハ同
 港ニテ得タル一千二百万、予エウウエル、予ノ内九
 百万、予エウウエル、予ハ之ヲ輸出セリ、次テ輸出高ノ
 多キハ、バル、予モ、予ナリ、同港ニ三百万乃至八百八
 十万、予エウウエル、予ヲ輸出ス、次テ、モン、レ、ア、リ、ハ
 二百万餘、ホ、スト、ン、ハ、一、百、五、十、万、新、オ、ル、レ、ア、ン、ハ
 五十万乃至六十万、ホ、スト、ン、ハ、八、万、五、千、乃、至、十、七
 万、予エウウエル、予ヲ輸出ス

第三

頃、ウイリソ、エ、ル、モ、ロ、フ、氏、等、ノ、算、ス、ル、処、ニ、概、バ、魯
 西亞ハ毎歲平均三億三千七百万、予エウウエル、予
 ノ穀物ヲ産ス、就中歐羅巴魯亞、ト、ウイ、ス、ラ、地、方、ノ
 諸縣ニテ産スル、処、三、億、万、予、ミ、ン、ラ、ト、ニ、テ、四、百、萬

「カ」カスニテ一千万「シ」ベリヤ及「トル」ケスタ「ン」地
方ニテ一千三百万「チ」エウウエル「チ」ナリ「政」羅巴魯
西亞ノ産スル穀物全數中ニ就キ二億七千七百萬
「チ」エウウエル「チ」ハ即チ九十二「ペ」ルセント「ハ」國内
ノ糧食種穀酒造其他ノ製造ニ用ヒ平均約二十三
百万「チ」エウウエル「チ」即チ七「ペ」ルセント「ト」ハ
ハ之ヲ他方ニ輸出スル
ハ暫ラク取除キ地球中
ユル糧食物体ノ四十「ペ」ルセント「ハ」之ヲ自國ヨ
リ輸出スルヲ以テ穀物商買上歐洲ノ市場ニ甚メ
威權アリ
現下魯國ノ産スル穀高ハ四十年代ニ比スレハ少
ナクモ二十「ペ」ルセント「ト」増加シ又其輸出高ニ至テ

ハ五倍餘ニ長セリ然レトモ地味トナク氣候トナ
ク經濟トナリ各所皆其趣ヲ異ニスルヲ以テ國中
到處穀物ヲ多クニ産スルニアラス魯ハ穀物産生
上概ネ三部ニ分ツベシ其一ハ即チ北方又ハ西北
ノ諸縣ニメ其産スル処三千六百五十万「チ」エウウエル「チ」
ナルモ人口一千五百五十万「チ」ヲ以テ地方ノ糧
ニサヘ引足ラズ其二ハ西方及東方ハ或縣ニシテ
四千五十万「チ」エウウエル「チ」ヲ産シ人口一千一百
萬アリ故ニ其産スル穀物ハ正サニ地方ノ糧ニ
滿ツベクノ他縣ノ運來ヲ待タサルノニ其三ハ即
チ所謂黒土線ナル一大部ニシテ中央南方東南西南
及「ライ」スラ地方ノ二十六縣ヨリ成リ特ニ該地方
ノ人口ヲ養フ而已ナラズ又北方ノ地味豊饒ナラ

「ナ」カ不ニテ一千万「シ」ベリヤ及「トル」ケスタ「ン」地
方ニテ一千三百万「チ」エツウエル「チ」ナリ政羅巴魯
西亞ノ産スル穀物全數中ニ就キ二億七千七百萬
「チ」エツウエル「チ」ハ即チ九十二「ペ」ルセントハ國內
ノ糧食種穀酒造其他ノ製造ニ用ヒ平均約二十三
百万「チ」エツウエル「チ」即チ七「ペ」ルセント十分ノ七
ハ之ヲ他方ニ輸出スルハ魯ハ穀物産生上支那
ハ暫ラク取除キ地球中第一等ノ國ニハ政州ノ用
ユル糧食物體ノ四十「ペ」ルセント餘ハ之ヲ自國ヨ
リ輸出スルヲ以テ穀物商買上政州ノ市場ニ甚メ
威權アリ

現下魯國ノ産スル穀高ハ四十年代ニ比スレハ少
ナクモ二十「ペ」ルセント増加し又其輸出高ニ至テ

ハ五倍餘ニ長セリ然レトモ地味トナク氣候トナ
ク經濟トナリ各所皆其趣ヲ異ニスルヲ以テ國中
到處穀物ヲ多クニ産スルニアラス魯ハ穀物産生
上概ネ三部ニ分ツベシ其一ハ即チ北方又ハ西北
ノ諸縣ニメ其産スル処三千六百五十万「チ」エツウエル「チ」
ナルモ人口一千五百五十万「チ」ヲ以テ地方ノ糧
ニサヘ引足ラズ其二ハ西方及東方ハ或縣ニシテ
四千五十万「チ」エツウエル「チ」ヲ産シ人口一千一百
萬アリ故ニ其産スル穀物ハ正サニ地方ノ糧ニ
滿ツベクノ他縣ノ運來ヲ待タサルノニ其三ハ即
チ所謂黒土線ナル一大部ニシテ中央南方東南西南
及「ライ」スラ地方ノ二十六縣ヨリ成リ特ニ該地方
ノ人口ヲ養フ而已ナラズ又北方ノ地味豊饒ナラ

ニミテ一千万、シベリヤ及トルケスタニ地
子三百万、チエウウエルチナリ政羅巴魯
産スル穀物全數中ニ就キ二億七千七百萬
エルチハ即チ九十二、ペルセントハ國內
穀酒造其他ノ製造ニ用ヒ平均約二十三
ワウエルチ即チセ、ペルセント十分ノ七
方ニ輸出ス斯レハ魯ハ穀物産生上支那
取除キ地球中第一等ノ國ニハ政州ノ用
物體ノ四十、ペルセント餘ハ之ヲ自國ヨ
ルヲ以テ穀物商買上政州ノ市場ニ甚メ
ノ産スル穀高ハ四十年代ニ比スレハ少
十、ペルセント増加シ又其輸出高ニ至テ

ニ長セリ然レトモ地味トナク氣候トナ
ナリ各所皆其趣ヲ異ニスルヲ以テ國中
ヲ多分ニ産スルニアラス魯ハ穀物産生
部ニ分ツベシ其一ハ即チ北方又ハ西北
メ其産スル処三千六百五十万、チエウウエルチ
口一千五百五十万、アルヲ以テ地方ノ糧
足ラズ其二ハ西方及東方ハ或縣ニシテ
方、チエウウエルチヲ産シ人口一千一百
ニ其産スル穀物ハ正サニ地方ノ糧ニ
ノ他縣ノ運來ヲ待タサルノニ其三ハ即
土線ナル一大部ニシテ中央南方東南西南
方地方ノ二十六縣ヨリ成リ特ニ該地方
養フ而已ナラズ又北方ノ地味豊饒ナラ

此ヨリ以下露國産穀輸出運
搬ノ景況ヲ舉ル

ガル諸縣ノ糧食ヲ補ヒ并セテ外國及フニラド
ニ數多ノ穀物ヲ輸出ス但シ「フニラド」ハ毎歲約
七十萬「クエウエル」ヲ輸入ス右一大部分ナリ
黒土線ハ人口四千五百万ニシテ二億二千三百万
「クエウエル」ノ穀物ヲ産スサレバ内外穀物商
買ノ取引ハ概ネ皆此黒土線ノ産スル所ニ係リ該
線ハ毎歲餘計ノ穀物四千万「クエウエル」ヲ産
シ外國「フニラド」及中亞細亞等ニ數多ノ穀物ヲ
輸出スト雖モ亦悉皆之ヲ竭ス能ハズ而シテ或年ニ
ハ二千五百万「クエウエル」ヲ餘ラ輸出シホナガ
ラ猶一千万乃至一千五百万「クエウエル」ノ残
ラ生じ恰モ貯蓄トシ内地ニ存セリ千八百六十九
年ニ至ルニテ此黒土諸縣ニ獨鐵道通セザリシカバ

如レ此類例更ニ多ク而シテ其殘額幾分カハ凶歲ノ預
備ト爲シ餘ハ至當ノ用方ヲ得ズ無益ニ之ヲ費
セリ雖然今時ノ如キハ既ニ内地ト諸港ノ往來便
ニノ餘計ノ穀物ハ自然之ヲ送出スベキニ由リ前
條ノ如キ莫太ノ穀高依田内地ニ存在スルトハ思
フヲ得ズ

此十五年來農民自由ヲ得諸所ニ鐵道ヲ設テ諸河
汽船ノ通航ヲ開キ且ツ頻リニ職業ヲ勉ム
リ魯ノ穀物商買更ニ賑ヒタリ又内地ノ往來便
ヲ得商法進歩セシヲ以テ曩者全ク輸出ニ疎カリ
シ地方モ多クハ自在ニ其穀物ヲ送出スノ便ヲ得
タリ依之諸港及諸市場ハ現下大ニ遠近ノ各地ヨ
リ穀物ヲ運入ス譬ハ魯ノ中央ニ位スル一膏腴

線即チ、キエフ縣ノ中部トボレスク縣ノ一部、ホル
タウ、タルスク、ハリコフノ三縣ノ如キハ諸港及穀
物入用ノ場所ト遠隔スルヲ以テ曩日殆ト穀物
ヲ輸出スル能ハザリシカ今時ニ至テハ遠シ黒海
及バルチック海ノ諸港ノミナラズ更ニ陸路急日
二國ノ鐵道ヲ經直、外國ニ向テ莫太ノ穀物ヲ輸
出ス
多分ニ穀物ヲ産スル諸縣ノ糧食ヲ引ヅリ買賣ニ
供スル穀物七分ノ四ハ國內ニ於テ之ヲ用ヒ七分
ノ三ハ悉皆外國ニ輸出ス而シテ魯國ノ穀物輸出高
昔日ヨリモ何程増加セシヤ又或人魯ハ政州ノ穀
物市場ニ於テ其威權ヲ損セリト唱ヒ頻リニ歎息
スルノ違ヘンハ左ニ掲載スル數ヲ以テ証スヘシ

去百期ノ暮即チ千七百七十一年ヨリ七十三年ニ
至ルニテ魯ノ輸出セシ穀高ハ八十七万、千エツウ
エルクニシテ此代價二百五十万、ループル又千七百
九十三年ヨリ九十五年ニハ四十万三千、千エツウ
エルクヲ輸出シ二百八十七万八千、ループルヲ得
タリ當時穀類中最マ多ク大麥ヲ輸出シ小麦ノ輸
出ノ如キハ僅カニ其緒ヲ聞キシノモ斯テ黒海諸
港ヨリ小麦ヲ輸出セシ千八百八十六年ニハ六萬
八千、千エツウエルク又九十三年ニハ十六万、千
千エツウエルクニシテ概テ皆佛國ニ致セリ此數中
二萬、千エツウエルクハタガニログノ産ニ係リ其
餘ハウオロネシ縣、ハリコフ縣及新ロシヤノ諸縣
ヨリ荷車ニ運來セリ千七百九十三年ニハ、カ、カス

ノ新殖民ヨリ陸路ノウオケエシカスリニテ夫ヨ
リ水路ヲカシロクダ近小麥ノ運搬ヲ試ミタリ當時
貿易極メテ幼少タリシ一証ニハ穀物運輸ノ為メ
「タガシロク」ニ來船スルアルヤ其船將或ハ同所在
留ノ通信者自ラ近隣ヲ奔走スル故將或ハ人ヲ特
派セザレバ穀物ヲ買纏ムル能ハザリシ固ヨリ穀
物貯藏ノ設置アラハ便ニメ利多カルベキモ當時
一人トメ其設置ニ下手スベキ程ノ資本ヲ有スル
者アラザリキ

千九百年代ノ初メニ當テ魯ノ穀物輸出高平均十
年間ニ(千八百四年ヨリ十四年ニ至ル)一百二十五
万「チエ」ウエル「チ」餘ニ長シ次キノ十年ニハ(十四
年ヨリ二十五年ニ至ル)二百万ニ長シ又三十年代

ノ暮ヨリ四十年代ニ至テハ其高三百万餘、及ニ
リ但し千八百四十七年ハ此例ニアラズ當時歐州
凶作ニ逢ヒ魯ハ一千一百五十万「チエ」ウエル「チ」
ヲ輸出セリ又五十年代ニハ輸出高五百萬ヨリ九
百万ノ間ニ居レリ尤モ五十三四年ハ「キ」ミヤノ
戦争アリシヲ以テ之ヲ省ク當時思海及「ハ」ル「チ」
海ノ諸港封鎖セラレ穀物ノ輸出大ニ減少セリ即
チ五十四年ニハ三百萬五十五年ニ六十五万「チ」
「チ」ヲ輸出セシノミ六十年代ノ上五ヶ年即チ八
百六十一一年ヨリ六十五年ニ至ルテ穀物ノ輸出
高九百万又下五ヶ年ニハ一千四百万タリシ又七
十年代ニ至テハ輸出高著シク増加セリ即チ千八
百七十年ニハ二千一百万「チエ」ウエル「チ」七
十年

二八二千三百萬、七十二年：一千六百萬、七十三年
：二千七十四年：二千七百萬、七十五年：二千
二百萬、七十六年：二千三百萬、七十七年：三千六
百萬、七十八年：三十一萬、九月一日：三十一萬、
八月間：二千九百萬、即七十七年九月一日迄
、輸出高ヨリ多キ、一千九百、斯レハ七十八年
九月一日迄、輸出高ハ前七十七年ヲ除ク外是レ
迄毎歳ノ輸出高中ニモ未曾有ノ大額ナリ
前條ニ於テ見ル如ク、我が穀物商買ハ衰微セシニ
アラズシテ却テ繁華ニ赴キ、固ヨリ論ヲ待タ
ズト雖モ抑モ亦其繁昌ノ極度ヲ距ル猶甚ク遠シ
唯將來我が國內ノ物産益々長シ廣ク、鐵道ヲ布キ
之ヲ改良シテ其車數ヲ増シ、又内地ノ諸河ニ於テ

船舶ノ通航ヲ妨クル阻碍ヲ掃テ、鐵道ノ重立タル
停車場及ヒ船舶所等ニ好キ運路ヲ通スルノ秋ニ
至ラハ西政州諸國ニ於テ穀物ノ用方漸次増加ス
ルノトアルヲ以テ、我が穀物ノ輸出ヲ一層盛大ニ
スルヲ得ベシ
「ブリオク」氏ノ著述ニ載セタル、千八百七十四年ノ
穀物輸出表ニ於テ見レハ、魯ヨリ政州ニ穀物ヲ輸
出スル為メ之ヲ諸港及國境ノ税関ニ致スニ多ク
ハ、鐵道ヲ用ヒ其水路及馬ニテ運搬スルモノ僅ニ
九百萬、千八百七十四年「過キ」即チ水路ヨリス
ルモノ五百六十万、駐スルモノ三百三十万ナリ、サ
レハ千八百七十四年：水路ト馬ニテ諸港及税関
等ニ送致セシ穀高ハ五十一年ヨリ五十三年、外國

中僅ニ九百四十五ウヨヒストノ鉄道アリテ及物
ハ都テ水路ト馬ニテ運搬セシキノ惣送致高七百
五十万ヨリモ一千五百万ヲエツウエシク丈々多
ク又五十九年ヨリ六十一年代ノ總送致高ト概
同數ナリ此ニ由テ之ニテ觀レバ水路及馬力ヲ假
テ諸港及税関等ニ送致スル穀數ハ徐々ニ長シ鉄
道ヨリ送致スルモノ甚々速カニ増加セリ即チ千
八百五十九年ヨリ六十一年代ニ鉄道一萬九千九百五
十三ウヨルストヨリ諸港及税関等ニ送致セシモ
ノ九百万ナリシガ七十四年ニハ二千六百五十万
ニ増加シ又七十七年ニハ鉄道一萬七千ウヨルスト
ニ右同斷ノ送致高三千六百万ナリシ鉄道ハ乃
チ穀物ヲ産スル地方トシテ用ユル地方ヲ合ハ

セ且ツ運賃ヲ下直ニセシテ以テ國內ノ奥地ヨリ
其産スル穀物ヲ外國ニ輸出スルノ便ヲ來セリ
諸種ノ穀物輸出ノ割合ニ諸港及ヒ諸税関中ニ
就チ穀物高買上何等ノ税関又ハ海港最モ繁昌ス
ルヤハ左ノウイリツセ、エルモロフ、アリオク、氏等
ノ調ニ概テ見ルベシ即チ小麥ハ我穀物輸出高惣
體ノ四十二、ペルセントト大麥ハ二十五、ペルセント
燕麥ハ十七、ペルセントト黍ハ七、ペルセントト、
九、ペルセントトハ其他ノ雜穀ニ係ル麥粉ノ輸出ハ
常ニ僅少ナリシガ此二年來其高殆ト三倍シ現
下五十万ヲエツウエルヲ輸出ス
黒海及ヒ、アソフ海ノ諸港ハ穀物高買上常ニ最モ
繁昌セリ即チ此ニ係リ諸港ハ全輸出高ノ四、六

「バルセント」バルチック海ハ三十「ペルセント」陸境
ハ二十一「ペルセント」白海ハ二「ペルセント」ヲ輸出
ス、抑モ國內ニ鉄道開ケテヨリ穀物ノ運搬法及之
ヲ他方ニ輸出スル道筋何程変換セシヤ、現下諸
港及諸税関ヨリ輸出スル所トシテ八百五十七年ヨ
リ五十九年代即チ鉄道ヲ設ケルニテノ輸出高ト
比較シテ知ベキナリ
白海諸港ノ輸出スル穀高ハ殆ト昔ト異ナラ
ズ即チ其高僅ニ「ペルセント」減少セシノコ
然ルニ「バルチック」海港ノ輸出高ハ九十「ペルセン
ト」黒海及「アツク」海ノ諸港ハ五十「ペルセント」又陸
境ハ三百四十五「ペルセント」輸出高ヲ増セリ、諸
種ノ穀物輸出高ニ至テハ千八百五十七年ヨリ五

十九年代ニ比スレバ千八百七十六年ハ六麥ハ
六十五「ペルセント」大麥ハ七十四「ペルセント」燕麥
ハ三十六「ペルセント」黍ハ七「ペルセント」麥粉ハ一
「ペルセント」半其他ノ雜穀ハ殆ト六「ペルセント」
増セリ
各國中ニ就キ最モ多ク魯産ノ穀物ヲ用ユルハ即
チ英ニシテ同國ニ向フ穀物ハ常ニ「バルチック」海、黒
海、「アツク」海ノ諸港ヨリスルノミナラズ更ニ陸境
ヨリス、現下佛伊二國ハ我が南諸港ヨリ穀物ヲ得
日國ハ「バルチック」海ノ諸港ト陸境ヨリ之ヲ得同
國ニ送ル穀物ハ轉送物ニテ過半「プロシヤ」ノ鉄道
ヨリ該國ノ諸港ニ到リ是ヨリ美國ニ向フ他ノ歐
州諸國中和蘭及希臘ノ二國モ亦此ガ穀物輸ハ高

法ニ多少ノ關係ヲ抱ケリ
魯ハ曾テ英ノ穀物市場ニ於テ合衆國ト競争シ二
國互ニ負勝アリトモ高トナリ株トナク魯ハ皆
常ニ之ヲ合衆國ニ譲リシト己ニ前條ニ述ルガ如
シ然レ茲ニ注目スベキハ日國ヨリ英ニ向テ穀物
ハ多ク魯産ニ係ルヲ以テ魯ヨリ英ニ送致スル穀
高ハ同國稅関ノ報スル所ヨリモ遙カニ多カル
キノ一事ニ在リ
魯ヨリ「プロシヤ」ニ輸出スル穀高近來著シク増加
シ千八百六十六年ヨリ六十八年代ニハ其高輸出
總体ノハ「ベルセ」半タリシガ七十二年ヨリ七
十四年代ニ至テハ業己ニ十七「ベルセ」ト長セ
リ穀物ハ多ク「キヨ」ニグスベク「グ」港ニ向テ輸出ス曩

者同港ニ穀物ヲ送致スルニ特ニ「子」ニ河ヨリセ
シガ既ニ「フレスト」ケラヨフ「ペ」タルブルグ、ワルシ
ヤワノニ鐵道線ヨリ之ヲ送致スルニ及ニテヤ其
高大ニ長シ而シテ同港ハ外國殊ニ英國ニ著シク
穀物ヲ輸出スルヲ得タリ即チ七十年ヨリ七十四
年代ニハ其輸出高三十一年ヨリ四十六年代ニ比
スレハ殆レト七倍セリ
黒海諸港中ニ就キ「サ」デワ「サ」港ハ數次臨時ノ難ヲ
嘗メ且ツ各港及陸運ニ競争益々盛ナルニ達フト
雖モ亦穀物高法上依旧一等ノ席ヲ占メ「ハリ」コ
ス、ニコラエフ「ノ」鐵道開ケテ以來「オ」デワ「サ」區線ノ
東部ヨリスル穀物ハ「ニコラエフ」ニ向ヒ又「キ」エフ
「フレスト」線ハ「キ」エフ「ホル」タワ「ホ」リスクニ縣ノ北部ヨリ

スル穀物ヲ陸境ニ送ル故ニ現下「ホデワサ」ノ穀物
運來區線ハ「ヘルリ」ニ其東部ヲ省キテ縣及「キエ」
「ホルタ」ワ「エトリ」スリ三縣ノ南部限レリ
南方諸港區線ノ比ニアシ穀物區線ハ其穀物ヲ諸
方ニ送出ス即チ此區線ノ東部タル「ウオルカ」附近
ノ全地方ハ其穀物ヲ專ラ比特堡ニ向ケ該地方ヨリ
少シ西ニ位スル「タンホ」フ「リヤザレ」ワ「リ」ハ三縣ハ
其穀物ヲ重ニ莫斯科及比特堡ニ送り又或ハ「リガ」
港ニ向ケ或ハ鐵道ヨリ直ニ日耳曼ニ輸出ス「オル」
ロ「フ」タルスクノ二縣ハ其穀物ヲ「バル」チツク「海」ノ
南港カ又ハ陸境ヲ經テ日國ニ送り又猶ホ西ニ倚
ル諸縣ハ其穀物ヲ「キヨ」ニグスベルグ港ニオクレ
リ

「バル」チツク「海」ノ諸港中穀物商法上最モ重大ナル
ハ即チ比特堡ニシテ其穀物運來區線ハ近來甚々
廣マレリ即チ其接手スル穀物ハ疊ニ「モスコ」フ「以」
南ノ諸縣「ウ」オ「ロ」ネ「レ」ホ「リ」フ「カ」レ「フ」スク「サ」ラ「ト」フ「
等」ヨリスルノミナラズ又「ウ」イ「ス」ラ全地方及「ワ」ア「リ」
「ウ」エ「ニ」ヨリ「ミ」ジ「ニ」ノ「ウ」ゴ「ロ」ド「ニ」至ルニ「チ」ノ「地」
方ヨリシ兵セテ「ス」ラ「カ」ニ「二」河「ヲ」カ「ノ」下「流」ヲ「ナ」シ「モ」
ツ「シ」ヤ「レ」ラ「ヤ」ウ「ヤ」ワ「カ」及「チ」ユ「ソ」ワ「ヤ」等河通リ運
搬スル穀物モ亦之ヲ領受ス加之「ウ」カ「ル」ガ「河」ノ「上」
流及同河ト「フ」ニ「ス」キ「傍」ヲ「合」スル諸港ヨリスル
數多ノ穀物就中燕麥最モ多ク比特堡ニ到ル
「フ」リ「オ」カ「氏」ノ著述ハ甚々妙ニシテ鐵道及水路ヨリ
穀物運搬ノ筋道ヲ記スルヤ全ク従前ノ通筋ニ異

ナレリ書中一個ノ因ヲ載セ番号ヲ以テ其運搬ノ
 方向ヲ明セリ
 穀物ハ即チ我が鉄道水路及其他諸運路ノ一大運
 搬物ニシテ千八百七十四年ニハ五億九千九百萬
 即チ七千三百七十五万、チエウウエルチヲ運搬セ
 リ就中九億三千一百万、ブード即チ二千八百八十
 万、チエウウエルチハ輸出ニ係リ残三億五千九百
 万、ブード即チ四千九百三十七万、チエウウエルチ
 ハ内國諸方ニ轉送セシ高ナリ但し右ノ諸道ヨリ
 穀物ヲ運搬スルヤ幾分カハ之ヲ他方ニ輸出シ幾
 分カハ糧食ノ不足ニ苦シム國內諸方ニ之レヲ送
 致ス

魯國ニ於テ穀物ヲ運搬スルニ二個ノ方向アリト

ス一ハ即チ西北「バルチク」海ノ諸港ト陸境ニ向
 テ運搬シ一ハ即チ南黒海及「アツフ」海ノ諸港ニ向
 フ
 西北ニ向テ穀物ハ一億六千六百万「ブード」ニ其南
 ニ向テモノ(五千七百万)ヨリモ殆ント三倍多シ儲
 水路ヨリ西北ニ向テ穀物ハ悉皆「ウオルガ」ヨリシ
 其船積ハ先ツ同河ノ「カホフカ」ナル船泊所ニ於テ
 始メリ同所ヨリ百五十万「ブード」ヲ積出し「サラト
 フ」マデノ途中ニテ追々二百六十万ニ増加セリ又
 「サラトフ」ヨリ「カ」ニ河ニ向テ発スルキハ六百五十
 万ニ長シ同河ニテノ途上ニテ一千七百万トナル
 既ニ「カ」ニ河ニ来レバ其高一千八百五十万ニ至リ
 是ヨリ「スラ」及「ラカ」河ニ向テ途上點多ノ穀物ヲ得

此二河ヲ過ギテ、ニシニ、ノウゴニドニ達スルハ、
ハ既ニ五千六百「ブード」トナル。此數中ニ孰チ五百
万「ブード」ハ同所ヨリ「モスコワ」ニセゴロド「鐵道」ニ
向ケ、其餘ハ悉ク「レインボンスク」ニ向フ同所ニ於テ
ハ地方ノ糧食トシテ六百セテ「ブード」又「レインボ
ン」クハ「ゴ」線ニ轉送スル為メ一千八百万「ブード」
ヲ引取レリ。然レモ是ヨリ比特堡迄ノ途上「ウオルホ
フ」ニ於テ二百五十万「ブード」ヲ加フルニ由リ比特
堡ニ來ル穀物ハ二千八百万「ブード」ナリ。
陸地ヨリ西北及西ニ穀物ヲ運搬スルニ專ラ左ノ
四組ノ鐵道ヲ用エ、其一ハ即チ「サラトフ」ヨリ「カ
ロフ」及「モスリワ」ヲ經テ比特堡ニ通スル鐵道ニシ
テ「タレボス」サラトフ「カズロフ」タレボフ「リヤサン」カズロ

フ「モスコワ」リヤサン及「ニコラ」エフスカヤ等線ナ
リ。ニコラエフスカヤヲ除キ右四個ノ鐵道ヨリ「モ
スコワ」ニ送致スル穀物ハ約四千八百万「ブード」ニ
シテ孰チ中千八百五十万「ブード」ハ同所ニ引留メセ
百「ブード」ハ「モスコワ」ブレスト「ヤロス」ラフスカヤ
「ニゼ」ゴロワカヤ等線ニ向ケ、千九百万「ブード」ハ「モ
スコワ」クルスク線ヨリ「モスコワ」五百万「ブード」ト合シ
「ニコラ」エフスカヤ線ヨリ比特堡ニ送致スヤシバ
千四百萬「ブード」ナリ。途上「ウウ」ヨリ「ラス」タシ「フ
」等所ニ於テ數多ノ穀物ヲ積合ハスルヲ
以テ比特堡ニ達スルハ三千六百五十万「ブード」
トナル。右「サラトフ」ヨリ比特堡ニ通スル本線ニ穀

物ヲ送致スル枝線ハ即チ「グリヤジ」ワ「ア」ヲ「上」
「リヤザシ」モルモヤシ「スコビ」ニスカヤ「モスコワ」ク
ルスク「ノウオトル」ビスカヤ「ルイ」ビンスク「ホロゴフ」
及「ノウゴツカ」等鉄道ナリ此他東北ヨリ「モ」
コ「ワ」府ニ通スル「モスコワ」ニセ「ゴロド」レ「ユイス」コ、
「イ」ワ「ル」カヤ「線」ヲ合シ及「モスコワ」ヤロス「テ」
「ウ」オロケ「カ」線ヲ合シノ二線ハ専ラ同府ノ糧食ヲ
送致スルニ従事セリ

西北ニ向テ穀物ヲ運搬スル鉄道ノ二番組ハ即チ
「グリヤジ」ヨリ「オレ」オ「ル」及「ゲナブル」ガ「経」テ「リガ」
港ニ通スル線ナリ該線ノ枝線ト名ツクベキモノ
ハ即チ「ゴ」フロ「フ」ウ「オ」ロ「子」ビ「ロ」スト「フ」リ「ウ」エ「ンス」
カヤ「クル」スク「ハリ」コ「フ」ア「ワ」フ「線」及「モスコワ」クル「クス」

線ノ一部「クル」スク「ヨリ」オ「レ」オ「ル」ニ至ル迄「テ」リ「ガ」
リ「ヤ」ジ「ヨリ」リ「ガ」ニ通スル鉄道ヨリ運搬スル穀物
ハ「ゲナブル」ケ「ヨリ」二方ニ分ル即チ一ハ同所ヨリ
「リガ」ニ向ヒ一ハ「ウ」イ「ナ」ヲ「経」テ「ウ」エ「ル」ビ「ホ」ロ「ウ」オ「ル」
ニ向テ受ニ又「リ」バ「ワ」ノ「鉄道」ヲ合ス「ゲナブル」ケ「ニ」
来ル穀物ニ千一百万「ポ」ド中ニ就キ一千万「ポ」ド
ハ「ウ」イ「リ」ナ「ニ」向ヒ残一千万「ポ」ド「ハリガ」ニ
向ヒ其高途ニ漸次増加シテ同港ニ到ル片ハ都合
一千六百五十万「ポ」ドトナル「ウ」エ「ル」ビ「ホ」ロ「ウ」オ「ル」ニ
来ル穀物ハ一千四百万「ポ」ドニ「ノ」リ「バ」「ハ」約三
百万「ポ」ドヲ接ス

第三番組ハ即チ「クル」スク「キエ」フ「キエ」フ「ブレ」スト
及「ブレ」スト「ゲ」ラ「ヨ」フ「等」鉄道ニシテ此諸線ヨリ「カ」

ラヨフニ送致スル所約九百万ポンドナリ
第四番組ハ即チモスコワ、ポレスト、ワルシヤ、テ
スホリ、ワルシヤ、ウウエシナ、及、ワルシヤ、ワ、ブロン
ベルグ等鉄道ナリ此他、ランドワ、ウオロウ、オロメ、ニ
鉄道モ亦穀物ヲ北運フルニ従事セリ
水路ヨリ南行スル穀物ハ、ウオルガ通、アスタラハレ
ヘ二百万ポンド、ルジシチエフヨリ、ツチプル河通
リ、ヘルソシヘ約三百万ポンド、カラチヨリ、ドニ河
通り、ロストフ一凡ソ一百万ポンド、合計約六百万
ポンドナリ
又穀物ヲ南運スル鉄道ハ、カリヤ、ジ、ワアリ、ワエ、レ
「コックロフ、ウオロ子、ロストフ、タルスク、ハリコフ、
アフフ、ハリコフ、ニコラエフ、及、ラテワスカヤ」之ニ「ビル

ツウル、キシネフ」ノ鉄道ヲ合シテ等線ニシテ此諸線
ヨリ、ロストフヘ五百五十万ポンド、タカレロクヘ
八百万ポンド、ニコラエフヘ九百万ポンド、オデッサ
ヘ二千九百万ポンドヲ送致ス
抑モ我が鉄道及水路ヨリ穀物ヲ運搬スルヤ數次
之ヲ積ミ移サブルヲ得ザルニ更ニ用便ナル器械
ノ設ケナキヲ以テ其積移方ハ特一人馬ノ力ニ賴
ルニ至レテ不便ノ甚クシキ者ト謂フ可シ工部省
ノ建築家「ルッコフスキ」氏ハ同者ヨリ委任ヲ受ケ
我が鉄道ノ重立ニ止ル停車場ノ情况ヲ熟察シ而シ
テ千八百七十七年ニ魯國穀物高法ノ積卸器ト名
ツクル一記録ヲ著ハシ以テ鉄道及水路ヨリ穀物
ヲ運ビ末度ニ之ヲ船舶又ハ外國ノ汽車ニ積込ム

迄ノ手續ヲ詳ニセリ水路ヲ用ヒスノ特ニ鉄道ヨ
リ黒海或ハバルチック海ノ諸港ニ送致スル穀物
ハ各社ノ鉄道相合スル場所ニ於テ一途ヨリ他道
ニ移スベキ汽車其諸港ニ直行スル能ハサル時
限リテ之ヲ積換ヘリ、カオルカ通リ比特堡ニ運来
スル穀物ハ常ニルイビニスタ、於テ之ヲ積移セ
リ但し是ヨリ以上ハ水文卑キヲ以テ所謂、ウオルガ
ノ荷船進ムヲ得ズ
水路ト鉄道ヲ混メ穀物ヲ運搬スルル路種変ス
ル場所ニ於テ之ヲ積ニ換ヘ又落水ニ逢ハ更ニ其
途上ニ於テ積換ヘルモアリ
鉄道ノ停車場ニ送致スル穀物ハ製造最ニ疎畧ナ
ル荷車ニ積ニ馬或ハ牛ニテ運ベリ然ルニ其運搬

時ハ概ネ秋降雨多キ頃ニシテ運路一般殊ニ黒土諸
縣ノ運路ハ雨ノ為メニ甚ク難渋ナリ
鉄道ノ停車場ニ於テ荷物積置所及屋根ヲ架ケテ
ル、プラッファアルム極メテ狭キニ由リ袋入ニシテ送
致スル穀物ハ筒束送出不迄不得己空中ニ積ニ重
ニ一様席ヲ以テ被ヒ置ク、ニシテハ腐朽或ハ崩
芽ノ患不尠故ニ多少荷物ノ滞フル停車場ニハ穀
主等或ハ自費ヲ以テ穀倉ヲ設置セリ右袋入ノ穀
物空中ニ重ネタルヲ汽車ニ積込ム片ハ其積込人
夫鉤ニテ袋ヲ破ルコヨリ穀粒著シク揺リ出テ、
又穀倉稍停車場ヨリ隔タル片ハ出費一層多シ
水路ヨリ運搬スル穀物ハ「ウオルガ」河ニ於テ左ノ
如ク之ヲ積込メリ即チ河岸ヨリ荷船(船ハ穀物ヲ

散^チシニテ運搬スニ歩^フ板^イヲ架セリ其架法ハ即ケ三
本ノ杭ヲ以形ニ地中ニ打込ニ其上ニ歩板ヲ履スナ
リ河岸ヨリ荷船ニ歩板ヲ履ス距離ハ四季ニ由テ
甚タ遠近アリ春ハ「ウナルガ」水丈ケ高ナシテ大
「サーセン」一「サーセン」ハ比
我ガ七尺ニ當ルナルアルモ夏ニ至テ即チ然
ラズ河岸ニ「仮」^ニ屋形ヲ懸ケ其裡ニ箱ヲ作り
席ヲ敷キ込ニテ之ニ附近ノ穀倉ヨリ布ヲ敷キタ
ル人カノ箱車ニ入レ散^チシニテ運ビ來ル穀物ヲ其
俵洒キ篋メリ又人夫ハ其箱ヨリ目分量ニテ穀物
ヲ袋ニ外リ込ニ肩ニ負フテ歩板ヨリ荷船ニ運ビ再
タビ之ヲ袋ヨリ甲板下ニ洒キ込メリ
水路或ハ鐵道ヨリ諸港ニ送致スル穀物ハ其諸港
ニ於テ外國行ノ汽船ニ積込ムテ平生二度或ハ

三度之ヲ積換ガムヲ得ズ即ケ十ノ八九ハ馬ニテ
鐵道ノ停車場ヨリ穀倉ニ運ビ穀倉ヨリ同斷港ノ
汽船ニ運ブ等ナリ穀物ハ散^チニ倉ニ藏シ風ヲ透
ス為メ人夫等篋ニテ之レヲ搔キ廻ハセリ又穀物
ヲ乾カスニハ多ク天日ニ照ラセリ穀倉ヨリ汽船
ニ穀物ヲ運ブニ荷車ヲ用ユルヲ以テ汽船ニ於テ
再々ビ洒キ出サイルヲ得ルニモセヨ之レヲ袋
ニ入レ運バザルニカラズ
鐵道或ハ水路ヨリ穀物ヲ運搬シ諸港ニ於テ外國
行汽船ニ積込ム迄其一切ノ運賃少クノ五「カベ」
末尚多クノ八「カベ」以上ナリサレバモシ穀物ノ
輸出高平均ニ億「フ」ト見積ル片ハ腐朽其他
ノ損失ヲ暫ラク措キ唯運賃ニノニ費スル五歳少

クモ一千万ル^ルブル^ルニ下ラザル可シ
斯ル無益ノ出費ヲ省ニハ速カニ夫ノ積卸器ヲ
設ケ以テ今時ノ如キ不便ナル運搬法ヲ棄セカ
ベカラズ積卸器ハ米國ノ重立タル穀
ノ^リバボ^ル並ニ埃國^ルト^リエ^スト^ベス^ト等ニ於
テ之ヲ用ニ既ニ其功能ヲ實驗セリ
我ガ魯國ニ於テハ手間賃易スト雖モ器械ヲ以テ
穀物ヲ積卸スル片ハ人手ヲ省ルヨリモ其費用一
層少ナカレベキハ左件ニテ見ルベシ
即チオデ^ッサ^港ニ於テ^テラ^スポ^リ門^ト名^ツケ^ル
穀倉ヨリ港中荷物改所迄^エス^マカ^ド道^ヲ築^キテ
二條ノ鐵道^一里^數各^十ヲ布^キ此鐵道ヨリ直ニ穀物
ヲ散^ニテ汽船ニ運載スルヨリ一^ブド^ニ付^カベ^キ

ノ二十五分一或ハ二十三分一ヲ減スルヲ得ナリ
積卸器ヲ設ケルニ固ヨリ莫大ノ出費ヲ要スベ
キヲ以テ各所ニ之ヲ設置スル能ハスト至^ル建築
家^ルワ^コフ^スキ^氏ノ所見ニ按^レル^ニ黑海及^ハル^チツク
海ノ重立タル港ト^ルイ^ヒロ^スク^及ニ^ジニ^ノウ^ゴ
ロ^ドニ不動積卸器ヲ設ケ^ルイ^ロニ^スク^比特^堡コ^ロ
ニ^スタ^ツト^ニハ浮積卸器ヲ設ケ^テキ^モノ^ナリ^ト將
テ同氏^モレ^ヤン^スコ^スイ^ワラ^レス^クタ^ニホ^フ
サ^ラト^フラ^テス^カヤ^等ノ如キ莫大ノ穀物ヲ運搬
スル鐵道ノ停車場ニハ飛積卸器ヲ設ケ^ベシ^ト勅
メ^ナリ
本年^十八^年百^七二月米人數名一百五十万^ルカ^ル
ヲ資本トシ之ヲ五千ニ分テ穀類麻豚膏等ノ運漕

クモ一千万ループルミ下ラザル可シ
斯ル無益ノ出費ヲ省ニハ速カニ夫ノ積卸器ヲ
設ケ以テ今時ノ如キ不便ナル運搬法ヲ廢セサレ
ベカラズ積卸器ハ米國ノ重立タル穀商賣所英國
ノ「リバポル」並ニ埃國「トリエスト」ベスト等ニ於
テ之ヲ用ヒ既ニ其功能ヲ實驗セリ
我ガ魯國ニ於テハ手間賃易スト雖モ器械ヲ以テ
穀物ヲ積卸スル片ハ入手ヲ便ルヨリモ其費用一
層少ナカレベキハ左件ニテ見ルベシ
即チ「オデッサ」港ニ於テ「ラスボリ」門ト名ツクル
穀倉ヨリ港中荷物改所迄「エスタカド」道ヲ築キテ
二條ノ鐵道一「ウエルスト」ヲ布キ此鐵道ヨリ直ニ穀物
ヲ散ニテ汽船ニ運載スルヨリ一「ブード」ニ付「カベキ」

積卸

ノ二十五分一或ハ二十三分一ヲ減スルヲ得ナリ
積卸器ヲ設ケルニ固ヨリ莫大ノ出費ヲ要スベ
キヲ以テ各所ニ之ヲ設置スル能ハスト至ヒ建築
家「ルッコフスキ」氏ノ所見ニ於レハ黑海及「バルチック」
海ノ重立タル港ト「ルイロンスク」及「ニジニ」ノウゴ
ロドニ不動積卸器ヲ設ケ「ルイロンスク」比特堡「コロ
ニスタット」ニハ浮積卸器ヲ設ケタキモノナリト將
テ同氏「モレヤ」ニコ、スイワラレスク「タレボフ」
サラトフ「サデ」スカヤ等ノ如キ莫大ノ穀物ヲ運搬
スル鐵道ノ停車場ニハ飛積卸器ヲ設ケベシト勅
メナリ
本年十八年二月米人數名一百五十万ルイカ
ヲ資本トシ之ヲ五千ニ分テ穀類麻豚膏等ノ運漕

クモ一千万ループルニ下ラザル可シ
斯ル無益ノ出費ヲ省ニハ速カニ夫ノ積卸器ヲ
設ケ以テ今時ノ如キ不便ナル運搬法ヲ廢セカ
ベカラズ積卸器ハ米國ノ重立タル穀商買所英國
ノ「リバポル」並ニ埃國「トリエ」スト「ベスト」等ニ於
テ之ヲ用ヒ既ニ其功能ヲ實驗セリ
我ガ魯國ニ於テハ手向賃易スト雖モ器械ヲ以テ
穀物ヲ積卸スル片ハ人手ヲ使ハヨリモ其費用一
層少ナカレベキハ左件ニテ見ルベシ
即チ「オデッサ」港ニ於テ「ラスポリ」門ト名ツクル
穀倉ヨリ港中荷物改所迄「エスタカド」道ヲ築キテ
二條ノ鐵道一里數各十ヲ布キ此鐵道ヨリ直ニ穀物
ヲ散ニテ汽船ニ運載スルヨリ「ブロード」ニ付「カベキ」

積卸器ノ利用

二十五分一或ハ二十三分一ヲ減スルヲ得タリ
積卸器ヲ設クルニト固ヨリ莫大ノ出費ヲ要スベ
キヲ以テ各所ニ之ヲ設置スル能ハスト至ヒ建築
家「ル」コフスキ氏ノ所見ニ於レハ黑海及「バルチック」
海ノ重立タル港ト「ル」イビンスク及「ニ」ニ「ノ」ウゴ
ロドニ不動積卸器ヲ設ケ「ル」イビンスク「比特堡」コ
スタットニハ浮積卸器ヲ設ケタキモノナリト
同氏「モ」シヤンスコ、スイワランスク「タ」ンボフ、
ラトフ「サ」デッスカヤ等ノ如キ莫大ノ穀物ヲ運搬
スル鐵道ノ停車場ニハ飛積卸器ヲ設クベシト勸
メタリ
本年十八年七月二月米人數名一百五十万ル
資本トシ之ヲ五千ニ分テ穀類麻豚膏等ノ運漕

會社ヲ創業スベキ許可ヲ得タリシガ條約書中第六款及八款ニ載セタル資本金額ヲ六ヶ月内ニ集ム得サリシト見一更ニ六ヶ月ノ延期ヲ請一リ魯ハ政州ノ穀物市場ニ於テ益ス合衆國ノ競争ニ違フ折柄夫ノ米國「カネ」紐育及其他穀物貯藏所ニ設クルガ如キ穀物積卸場ヲ廣ク國中ニ採用セサル上ハ苟クモ其競争ニ敵スル能ハサルベシ此件ハ現ニ工部省ノ注意スル所タルハ我が國內ニモ遠カラズシテ夫ノ積卸場ヲ設クベキ望ニアリ前條ニ於テ見ル如ク魯ハ既ニ千八百七十七年及七十八年ヲ以テ莫大ノ穀物ヲ輸出セリサレバ將來積卸場ヲ用スルニ及テ我が穀物商法何程繁昌スベキヤ推シテ知ベキナリ

